

令和5年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第2号）

令和5年12月4日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
- 第 2 常任委員会議案付託
- 第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
- 追加日程 議案第16号、議案第17号直接審議（先議）
- 日程第 2 常任委員会議案付託
- 日程第 3 常任委員会請願付託

出席議員（20名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 常世田 正 樹 | 2番 | 伊 藤 春 美 |
| 3番 | 菅 谷 道 晴 | 4番 | 戸 村 ひとみ |
| 5番 | 伊 場 哲 也 | 6番 | 崎 山 華 英 |
| 7番 | 永 井 孝 佳 | 8番 | 井 田 孝 |
| 9番 | 島 田 恒 | 10番 | 片 桐 文 夫 |
| 11番 | 遠 藤 保 明 | 12番 | 林 晴 道 |
| 13番 | 宮 内 保 | 14番 | 飯 嶋 正 利 |
| 15番 | 宮 澤 芳 雄 | 16番 | 伊 藤 房 代 |
| 17番 | 向 後 悦 世 | 18番 | 景 山 岩三郎 |
| 19番 | 木 内 欽 市 | 20番 | 松 木 源太郎 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|----------------------|---------|----------------------|---------|
| 市 長 | 米 本 弥一郎 | 副 市 長 | 飯 島 茂 |
| 教 育 長 | 向 後 依 明 | 秘書広報課長 | 椎 名 実 |
| 行 政 改 革 推 進 課 長 | 榎 澤 茂 | 総 務 課 長 | 小 倉 直 志 |
| 企画政策課長 | 柴 栄 男 | 財 政 課 長 | 山 崎 剛 成 |
| 税 務 課 長 | 向 後 秀 敬 | 市民生活課長 | 江波戸 政 和 |
| 環 境 課 長 | 高 根 浩 司 | 保険年金課長 | 高 野 久 |
| 健康づくり 課 長 | 飯 島 正 寛 | 社会福祉課長 | 向 後 利 胤 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 多 田 英 子 | 高 齢 者 福 祉 課 長 | 椎 名 隆 |
| 商工観光課長 | 大八木 利 武 | 農 水 産 課 長 | 池 田 勝 紀 |
| 建 設 課 長 | 齊 藤 孝 一 | 都市整備課長 | 飯 島 和 則 |
| 会 計 管 理 者 | 小 澤 隆 | 消 防 長 | 伊 東 秀 貴 |
| 上下水道課長 | 多 田 一 徳 | 教育総務課長 | 向 後 稔 |
| 生涯学習課長 | 伊 藤 弘 行 | 体育振興課長 | 金 杉 高 春 |
| 監 査 委 員 会 事 務 局 長 | 杉 本 芳 正 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 戸 葉 正 和 |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 穴 澤 昭 和 | 事 務 局 次 長 | 金 谷 健 二 |
|---------|---------|-----------|---------|

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（木内欽市） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第17号までの17議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、お願いいたします。

議案第1号、補正予算です。総括的に伺いたいと思います。

令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、10ページの歳入、17款ふるさと応援寄附金の2,500万円なんです、この根拠をお願いいたします。

あと、二つ目は、13ページ、歳出です。2款のふるさと応援寄附推進事業委託料の寄附金全体と、その委託料の占める割合をお願いいたします。

あと、三つ目です。ふるさと応援基金の現在高と、その用途。用途は、ふるさと応援基金に関しては決まっているんですが、それを再確認をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、順次お答えいたします。

まず、根拠になります。

ふるさと応援寄附金につきましては、本市の返礼品であるハマグリが10月にテレビで放映

されました。それで大きな反響がありまして、寄附金が大きく増加しております。今回補正で見込みました2,500万円ですが、テレビ放送後の影響を大きく受ける10月分、11月分の寄附の増額を見込んだものです。

2点目です。寄附に占める割合ということです。

国の基準によりまして、ふるさと応援寄附金に係る事業費は、寄附金額の50%以内とすることが定められております。補正後ですけれども、補正後全体の寄附額が1億7,000万円、委託料が7,759万円、割合として45.6%となっております。

三つ目です。応援基金の現在高と使途になります。

基金の残高ですが、令和5年3月31日現在で1億5,214万円となります。

使途につきましては、市としましては寄附の活用について6種類用意しております。一つ目が産業の振興、二つ目が健康福祉の充実、三つ目が教育の充実、四つ目が生活基盤の整備、五つ目が安全安心なまちづくり、六つ目が市長にお任せ。この中から、この活用先の中……

(発言する人あり)

○企画政策課長(柴 栄男) よろしいですか。この中から寄附者に選択いただき、それぞれの分野の事業に充当しております。

令和4年度の充当の実績につきましては、市ホームページ、広報でも公表しておりますが、主なものを申し上げます。

商業活性化推進事業、生涯活躍のまち形成事業、緊急通報体制等整備事業、保育施設等給食費助成事業など、全25事業に1億185万6,000円を充当しております。

以上です。

○議長(木内欽市) 戸村ひとみ議員。

○4番(戸村ひとみ) 2,500万円の根拠を伺いましたが、10月、11月分ということで、テレビ放送でハマグリの売行きがというか、返礼品で選ばれることがとても多くなったのでということで、これはハマグリがこの金額ぐらいしか入らない、入らないというのかな、取れないというか、供給ができないということでの決め方なんですか。それとも、これぐらい、もう10月、11月ということだから、もう終わっちゃっているということですか。これから先のというのはどうなっているんですか。その供給のところ。

それと、2款のふるさと応援寄附推進事業、これの委託料なんですけど、先ほど四十何%と言われたと思うんですけど、金額が、私ちょっと聞き間違いかも分かりません。一千七百

何十万円と、7,700万円という、四十何%になりますか。説明してください。

それと、三つ目の積立金の全体額と基金の使途なんですが、基金の使途6種類あるということでお答えいただきまして、産業振興だとか教育だとか安全安心だとか、そういうところに振り分けるといふか、それは要求額に対してということになるんですか。それとも、割合的にもう決まっているものなんですか。面白いもので市長にお任せみたいなのもありましたけれども。そういう、その決め方というんですか。それを教えてください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、1点目、返礼品ハマグリの数、この先はというお話でした。

ハマグリにつきましては、テレビ放映前は1日50個ほど対応できるという話でした。放映後は、100件に対応できる数を用意しているというふうに聞いております。今はそこまで申込みは多くはないと思うんですけれども、一応ハマグリとしては通年、返礼品として用意はできてございます。

すみません、2点目。失礼しました。補正予算で、補正予算書だけの数字を見ると5割を超えているのではないかというお話かと思えます。すみません、私、全体でと申し上げましたけれども、今回予算書だけで見ますと、確かに5割を超えてしまっているんですけれども、その理由としまして、手数料の中、寄附金ですが、今三つのサイトから寄附を受け付けております。それぞれそのサイトごとに寄附全体で何割ぐらいやっているかというのがあるんですけれども、一番大きなサイト、当初全体の59%で見込んでいたそのサイトが、今の段階で63%、ちょっと割合が伸びています。

三つのサイトのうちの一つのサイトが63%になっております。そのサイトが、割合が増えましたので、その手数料が伸びています。ですので、ちょっとすみません、ここ補正だけを見ると5割を超えているんですけれども、先ほどお答えしましたが、補正予算後全体の数字で見ますと、5割以下となっております。

3点目、応援寄附の振り分けの仕方なんですが、こちらにつきましては寄附をする際、寄附者が何に使いたいかというのを指定されます。それに基づいて割り振りをしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。そうですね、寄附者が何に寄附したいかということですよ。

ハマグリに関しましては、せっかくのチャンスなので、この返礼品が欲しいと思われた方に十分行けるような形がいいのではないかなと思って聞いてみました。

先ほどの委託料の63%というのが……

(発言する人あり)

○4番(戸村ひとみ) 委託料じゃなくて。ちょっとこのところ、よく分からなかったのも、また、委員会は私違うからあれですね。また詳しく聞かせてください。結構複雑ですよ。

というか、何だかこう一生懸命寄附を集めても、ごっそり持っていかれるという、持っていかれるといったらちょっと語弊があるかも分からないんですけども、本当に実質市の実入りになるものというのをいかにして増やしていくかというのを考えなければいけないなと思ひまして、聞いてみました。

使途に関しましては分かりました。ありがとうございます。

1号に関しては終わります。

○議長(木内欽市) 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○20番(松木源太郎) 私は、議案第1号、12月補正の中で、簡単なものが一つありますけれども、三つお伺いします。

予算書を見て、皆さん分かると思うんですけども、予算書の11ページ、繰越金のところで1,000円違うんですよ。これは繰上げだと思うんですけども、従来そんなにこういうことはなかったんですけども、これどうしてそんな形になっちゃったのか、簡単に説明してください。

それから、実際の経費の中では、13ページのところで、交通安全対策費のところで減額の金額がかなり多いんですよ。これはこの内容がほとんど職員手当の部分、給料部分なんで、これは人員が減ったということなのか、それとも、人が変わって、従来からの方よりもかなり給料が低い方になったのかということだけ教えてください。

その次が、18ページの子ども医療費助成事業の制度のところの中身、県の補助金と、それから内容がどのように変わったのか、簡単でいいですから教えてください。

給与条例改正に伴う金額、その他の中身については、その条例改正の部分でお聞きいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、議案第1号のほうの補正予算書の11ページになります。

こちらの前年度繰越金ということで、こちら補正後の金額13億3,203万円ということと、あと実質収支、令和4年度の実質収支の13億3,203万1,000円との違いということで、ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、1,000円単位で表記する際の1,000円未満を四捨五入とするか、切捨てとするかの違いによるものでございまして、令和4年度一般会計実質収支に関する調書は、1,000円未満四捨五入でありまして、前年度の繰越金につきましては、1,000円未満切捨てとなっております。

具体的には、令和4年度決算における実質収支額は、円単位で申し上げますと13億3,203万907円でございます。決算では、これを1,000円単位で表記する際に四捨五入するため、13億3,203万1,000円となります。一方、予算における前年度繰越金は、歳入でございますので1,000円未満を切捨てで計上しております。したがって、13億3,203万円となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、私からは13ページ、交通安全対策関係職員給与費の減額について申し上げます。

こちらですけれども、議員おっしゃっていましたように、職員の新陳代謝や人事異動によるものでございます。それに加えて、今回これが一番要因としては大きいのですが、育児休暇の取得等によって生じたものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子ども医療費助成事業の制度改正の内容についてお答えいたします。

本年8月から高校生等の支払い方法が変わり、これまでの病院等窓口で請求書どおり支払い、後日領収書を添付して市役所に申請する償還払いから、受給券の交付により、病院等の窓口で無料または300円のみを支払う現物給付になり、利便性の向上が図られております。

さらに8月診療分から、入院・通院の自己負担については月額上限が設定されまして、一つ

の医療機関において、月ごとに入院 11 日目以降、通院 6 回目以降の窓口支払い分が無料となっているところがございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 財政課長の話、分かるんですけども、これはどこの自治体でもそういう形なんですか。統一できないんですか。何か確かに繰上げと繰下げとかということはあ
るけれども、これ、私、偶然気がついたんですよ。本来、決算の金額であるので1,000円でも違うということが出てくるというのは、ちょっと整合性が取れないなと思ったんです。そのこのところを全国的にそういう制度でやっているんだというのであれば、それは仕方ないですけれども、こういうことになるのは、907円ですから、確かに繰り上げれば1,000円になりますよね。それは全国的にどうなのかということで、簡単なことですから教えていただきたいと思
います。

2番目の問題は分かりました。

3番目の問題については、後でまた。なるほどなど分かりましたので、詳しいことは、できれば、私も傍聴しますので担当の委員会で詳しくご説明いただければありがたいと思
います。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、先ほどの1,000円のこちら端数に関する処理の方法だと思
いますけれども、こちらの決算に関する端数処理というのは、だいたいもう全国的に、こ
ちらのほう、決算のほうはだいたい四捨五入をしております。歳入につきましても、こちら歳
入の1,000円未満を切り捨てる理由につきましては、こちらは1,000円単位とすることによ
って、少しでも予算割れを防ぐためということで、歳入のほうの処理は端数処理のほうをさせ
ていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

永井孝佳議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○7番（永井孝佳） よろしくお願いいいたします。

議案第3号、旭市学校再編代表者会議条例の制定について質疑させていただきます。

3ページの第5条第2項について、代表者会議の委員はどういう人が選ばれるかという項目なんですけれども、保護者の代表というのは具体的にどういう人なのか、あとは住民の代表とは具体的にどういう人なのか、あとは青少年育成関係者とはどういう人なのか。あとは、(6)のその他教育委員会が必要と認める者はどういう人なのか。もし、お考えがあれば、教えてください。お願いします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、旭市学校再編代表者会議条例案の第5条第2項の具体的な役職についてですが、保護者の代表は再編対象校のPTA会長などのPTA役員を、地域住民の代表は再編対象学区の区長さん方を、青少年関係者も同じく再編対象学区の青少年相談員を予定しております。

それと、(6)のその他なんです、その他教育委員会が認める者としましては、就学前の保育園、幼稚園へ行かされている児童の保護者の代表の方、あるいは学校評議員、学校運営協議会委員の方々を想定しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 保育所とか幼稚園の関係者も含まれるということで、ありがとうございます。

では、再質疑なんですけれども、委員は25人以内となっているんですけれども、それぞれ的人数がどのぐらいになるのか、もし目安が分かれば。直近だと、干潟地区の代表者会議が早いのかなと思うんですけれども、どういった人数規模になるのかを教えてください。具体的な、PTAの関係者がこのぐらいとか、地域の区長さんがこのぐらいとか、もし

分かればお願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それぞれの人数でございますが、今、干潟地域で先行してその会議を開いておりまして、地域検討会議、代表者会議の前の地域検討会議を実施してございます。

その地域検討会議におきましては、再編対象校の各学校で、それぞれ組織します。それも25人以内なんですけど、そちらのほうは保護者の代表がほしい5名、地域住民の代表、区長さん方がほしい四、五名、学校教育関係者として校長先生、教頭先生がお二人、福祉関係者として民生委員・児童委員の方が4名、青少年関係者の方がほしい3名程度、それとその他として教育委員会が認める者として、幼稚園、保育園の保護者の方がほしい3名程度、学校評議員あるいは学校運営協議会委員が2名で、今現在、地域検討会議のほうはそのようなメンバーで、人数構成をしております。

その中から、代表者会議に行くのに、それぞれの再編対象校のほうで選抜していただく予定なんですけど、地域検討会議の中のほうで話し合った中では、一応それぞれ保護者の代表が3名ずつ3校、地域住民の代表の方は1名ずつ3校、学校教育関係者も1名ずつ3校、福祉関係者も、福祉関係者と青少年育成関係者を含めて、合わせて1名を3校ずつと。その他教育委員会が認める者として2名ずつ3校というような人数構成で組織する予定で、今のところ進めております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

○4番（戸村ひとみ） それでは、お願いします。

議案第3号、旭市学校再編代表者会議条例の制定についてです。

一つ目、第3条です。第3条の文言の中に「市は、学校再編を実施しようとする都度、旭市学校再編代表者会議（以下「代表者会議」という。）を設置する」とあります。この「都度」ですね、現時点でのこの「都度」の設置見込みというか、回数というんでしょうか。それをお願いいたします。

それから、二つ目です。第4条第1項第5号、（5）のところですね、「その他学校再編に

関すること」とあるんですが、これはどのようなことが考えられるのかお願いします。

三つ目は、先ほど前者の永井議員のほうからのご回答がありましたので、結構です。

四つ目、第7条第3項、これのただし書のところなんですが、ちょっと読み上げます。「会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、」ここからです「第4条第1号及び第2号に掲げる事項に係る議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする」という、ここなんですが、この根拠をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、まず、（1）第3条、都度設置とあるが、現時点での設置見込みはについてですが、初めにこの学校再編の流れを簡単にご説明させていただきますと、それぞれの地区で説明会、アンケート等の後に、再編対象校ごとに地域検討会議を開催し、意見を取りまとめます。その後に、統合校の代表者会議を設置するというところでございます。したがって、代表者会議は基本的にはそれぞれの地域検討会議で意見を取りまとめた後に、統合校について教育委員会が諮問する都度、設置する予定でございます。

学校再編につきましては、先ほど申し上げましたが、児童数の減少が大きい干潟地域から既に始めておりまして、本年度、中和小、萬歳小、古城小の3小学校のそれぞれの地域検討会議の意見が取りまとまりましたので、本議案を可決いただいた場合には、干潟地域小学校の代表者による代表者会議を令和6年の1月頃に設置したいと考えております。

続いて、（2）の条例案第4条第1項第5号のその他の学校再編に関する内容についてでございますが、こちらにつきましては、今のところ想定しておりますのは、その地域検討会議で報告された統合に際しての要望事項、そういった内容などを想定してございます。

（3）は飛ばしまして、（4）の条例案の第7条第3項ただし書についてでございますが、こちらについて、第4条第1号のこちらは学校再編の可否に関することと、第4条第2号、こちらは統合校の位置についてということですが、この二つにつきましては学校再編における根幹となる重要事項に当たるため、出席委員の3分の2以上で決するものとしております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 一つ目の都度設置のことなんですが、都度の文言なんですけれども、現時点でというのは三つ、3会議といたらいいんですか、ということですが、地域検討会議を経て、その後つくられるということですが、これから先のことなんですけれども、地域検

討会議の段階で終わるという可能性というのものもあるのでしょうか。再編代表者会議にまでならないというような可能性というものもあるのかどうか、そのところをお願いいたします。

あとは大丈夫です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） （1）の地域検討会議の中で、そこで終わる可能性があるかというところでございます。

地域検討会議につきましては、基本的には学校再編基本方針の内容について、この内容で進めるかどうか、あるいは保護者アンケートなどを踏まえて、こういう結果でしたので、これについてどうですかという統合に際してのご意見を伺う場所でございます。

その場所の中で、例えば学校再編基本方針と全く違う内容にしたほうがいいだとか、そういった反対のご意見が出た場合、その反対のご意見が出た内容にもよるかと思います。基本的には、反対であっても、あるいは違う案が出されたとしても、基本的には代表者会議を開いて、そこでこの基本方針ではなくてこういうふうにしたほうがいいよねと、それぞれの学校で意見を持ち寄って、意見を共有して答申を出していただく。

ただ、代表者会議に行くまでもなくて、もう反対だから、こっちとこっちではどうしようもないよということになった場合には、それはそのときにまた判断させていただくということでございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。終わります。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○20番（松木源太郎） 議案第3号、旭市学校再編代表者会議条例の制定についてご質疑申し上げます。

まず、今、教育総務課長からご答弁のあった問題は、いろんなことが配慮されないでもってご回答されていると思うんです。

それはどういうことかという、代表者会議のことについては、もう資料が三つの学校の検討会議でもって配られておりまして、地域検討会議、中和、萬歳、古城と3か所でやってきました。私も全部傍聴していました。そこで新しく、いわゆる代表者会議をつくって、代表

者と言われる方を条例でもって定めて、これから学校統合について検討していくということなんですけれども、地域検討会議の各場所でもって二十数人の方を選んだときは何にも基準がないわけですね。それでもって、代表者を選ぶときに、住民に配られた一番最後の会議のときの資料3の中にはどう書いてあるかという、区分ごとの選出案と書いているんです。保護者代表から3名、地域住民代表から1名、学校関係者から1名、福祉関係、青少年育成関係者から1名、その他教育委員会が認める者から2名、都合8名を選んでくれという、こういうことが実際にもうやられていて、それによって代表者に選ばれた方が今回の条例に基づく代表者としてなっていくわけです。

市長の政務報告です。これ今回の。どういうことが書いてあるかという、こう書いてあるんですよ。旭市学校再編代表者会議条例の制定についてとありまして「小学校及び中学校の再編を市民協働で進めるに当たり」と書いてある。それはそうでしょう、市民協働でというのは共に働くです。これはどういう意味だか、私には理解できないんですよ。行政の側がいろんな事情で、学校を例えば干潟地域の場合、3校を一つにしたい。こういうことでもって、市のほうからですよ、そういうことでもって住民に投げかけて、それで教育委員会を選んだ保護者代表、地域住民代表、学校関係者、福祉関係者、青少年育成関係者、その他教育委員会が認める者というのを選んできた。それで、今ご回答があったように、何か保育所にお子さんを入れている方の代表も入るからいいなということかもしれませんが、そういうようなつくり方で、この条例をつくる前から地域の検討会議はどういう方に集まってもらうんだということを、それこそ条例にするかどうかは別にして、ちゃんと交渉した上でもって始めなきゃ駄目ですよ。そういうことを私はずっと見ていて、つまり行政がここで協働でと書いてあるけれども、行政が指導して行政の思うように方向を出そうとしているふうに私には見えちゃうんです。そういうことなんですよ。

だから、今回の学校再編の問題については、大変私は不満を持っています。それはそういうことで、その点についてもご回答いただきたいけれども、私が通告した内容についてだけ聞きます。

準備委員会というものが、統合した学校が開校されるまでに代表者会議で決まった内容について、今度、次の段階では開校までの間、準備委員会というものがつくられるとこの説明では出ております。

準備委員会の委員というのは、さらに条例をつくって準備委員会委員の条例というのをつくるんですか。これはどういう形でもってこの準備委員会の委員というのはなるんですか。こ

の中には小さく、保護者代表者、学校代表者、地域代表者などと書いてあります。これは全く代表者会議のところの保護者代表者、学校代表者、地域代表者などと同じになっているんです。

この準備委員会が何をやるかが書いてある。通学方法、ルート、制服、運動場、PTA、学校用品、校歌校章などと書いてあるんです。

だから、学校統合までの筋道をもっと最初から明らかにして、それでもってやりますよということを始めなければ、やりながらこういう条例をつくっていくというのはおかしいと思います。

これについては市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、お答えいたします。

まず、代表者会議の後の準備委員会、こちらについて条例をつくるのかというご質問でございますが、こちらにつきましては、代表者会議の前の地域検討会議もそうなんですが、こちらにつきましては、その内容がいろんな、どういったことを話し合うのか、条例で決めることにはちょっといろいろ多岐にわたることがありましたので、こちらは教育委員会の要綱で定めてございます。こちらにつきましては、教育委員会の会議のほうで議決していただいております。

その後、その代表者会議につきましては、統合の可否や統合の場所という、地域住民にとって重要な事項を諮問する機関となりますので、こちらにつきましては議会の議決を得る条例を定めるということで想定しております。

続きまして、その後の準備委員会につきましては、これは各学校でいろいろ定めることが、いろんなことを細部にわたって決めていただくこととなりますので、それをある程度柔軟に対応するためには、条例ではなくて、やはり教育委員会のほうの要綱で定めていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、市長は後でいいですからね。その教育委員会の要綱というのを開示してください。それを見て、また私は検討してみます。

市長、この協働というところのことをぜひお願いします。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 学校再編につきましては、これまで学校のあり方検討委員会、あるいは再編方針等、冊子にもまとめさせていただきまして、市民の皆さんにもご覧いただいていることと思います。

そういった意味で協働という、市民の皆さんと、先ほども方針と違うような会議結果だったらどうするのかというご質疑をいただきましたけれども、そういった点にも十分配慮して、地域の皆様、市民の皆様と学校再編を進めていきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） ありがとうございます。

教育委員会の総務課長にもう1回聞きますけれども、そうすると準備委員会というのは、かなり権限がありますね。だから、これは同じような、代表者会議と同じようなメンバーみたいなことになるのではないかと思うんですけれども、教育委員会の要綱でどういうふうにするんですか。もうそういうような要綱はあるんですか。

つまり、学校を開校するときには、準備委員会がそういうことでもって会議に諮って、それで執行部、いわゆる教育委員会での執行部と調整して、いろんなことを決めるわけです。例えば、それには整備しなければならない問題がいっぱいあるわけですから、そういうことを整備する、こういうことを整備してもらいたいなんていうことは準備委員会のほうでかなり出てくるわけですよ。

それで、校歌を作るとか、それからいろんなものがあるといったときに費用がかかるわけですよ。ですから、それをきちんとしたところでもってやらなければいけないと思うんですけれども、そういうような教育委員会のまた要綱をつくって教育委員会で決めたものでもって、そういう方たちが中心になって決めていくというのは、ちょっと私は腑に落ちないんですけれども、そこら辺のお考えはどうですか。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 準備委員会の要綱につきましては、まだ決定はしてございません。ただ、ある程度想定をしております、こちらは決めていただくことがかなり多岐にわたるかと思います。

それで、その準備委員会、全体で開く会議のほかにも各部会を三つ程度想定しております。例

例えば、校歌、校章、式典行事や、放課後児童クラブや跡地利用に関することは総務部会で、あとは通学路、通学方法、スクールバス、PTAなどに関することについてはPTA・通学部会、あとは学校運営や施設設備、学校行事、生徒指導、部活動などについては学校運営部会など、それぞれ部会をつくってそれぞれ協議していただいて、それを取りまとめて準備委員会としてご意見を頂戴したいと考えております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

永井孝佳議員。

準備が整い次第始めてください。

○7番（永井孝佳） よろしくをお願いします。

議案第4号、旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑させていただきます。

こちら現在の旭市保健センターからユートピアセンターに飯岡地区の出張所機能が移るといふ議案だと思うんですけども、こちらに移ったことによって、休業日が変わるかどうかと、あと営業時間の変更などがあるかどうかを教えてください。お願いします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

いいおかユートピアセンターに移転する出張所の休業日は、いいおかユートピアセンターの休館日となります。すなわち、これまでとは変更になります。

いいおかユートピアセンターの休館日は月曜日で、月曜日が祝休日の場合には、その翌日も休館日となります。

それと、時間のほうもお話がありましたけれども、時間に関しましては従来どおりの、平たく言いますと5時15分までということになります。

この結果、したがって土曜日、日曜日においても、証明書の取得が可能となってきますので、取得機会の幅が広がることで、利便性は向上するのではないかと考えています。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ありがとうございます。

再質疑としまして、今コミュニティバスの東西線が保健センターに通っているんですけども、今度位置がずれると、いいおかユートピアセンターのほうには行かないと思うんですけども、その辺に関して路線について何か考えているところがあれば教えてください。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 現時点では、いいおかユートピアセンターへの乗り入れは予定しておりませんので、最寄りのバス停を利用していただくことを想定しております。ただ、今後、利用者からの要望状況が多くなれば、現路線の利用実績などを考慮した上で、ルートの変更なども検討したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 分かりました。

終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） 恐れ入ります。先ほどの回答を少し訂正させていただきます。

先ほど5時15分までと申し上げましたが、現在もそうなのですが、9時から、9時オープン17時までということで出張所は開設となります。失礼いたしました。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑を終わります。

永井孝佳議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

永井孝佳議員。

準備が整い次第始めてください。

○7番（永井孝佳） 議案第5号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑いたします。

先日の説明で、人事院勧告等に準じて議員報酬を引き上げるという説明があったと思うんですけども、それに至った経緯を教えてくださいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

まず、ご質疑の中で議員報酬を引き上げるに至った経緯ということなんですが、今回は期末手当の月の率を改定するものであって、議員報酬の改定は行っておりませんので、まずそこをお願いしたいと思います。

言い換えまして、期末手当率を引き上げるに至った理由ですけれども、人事院の給与勧告、これはあくまでも一般職の職員に労働基本権制約の代償措置として、社会情勢に応じた適正な給与を確保するために勧告されているものです。このため、人事院や千葉県人事委員会から給与勧告があったとしても、必ずしも議員や特別職の期末手当の改定をしなければならないというものではございません。しかしながら、社会情勢に適応した手当の額となるよう、これまでも一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率と合わせて改定しておりますので、本定例会においても、執行部から提案させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 失礼しました。期末手当の引上げですね。

その期末手当が人事院勧告ということは、一般職とか、特別職とか、そういう方たちの給与が上がるということなんですけれども、すみません、同じような質問になっちゃうんですけども、確認なんですけれども、今回の一般職や特別職の方たちと一緒に上げなくてはいけないということはないんですか。何か問題があるとか、そういうのはないかどうかを最後に質疑したいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 今、一般職と特別職と一緒に上げるということでしたが、人事委員会勧告、あるいは人事院勧告では一般職だけが公告されます。その一般職に合わせて手当率を上げるという、今回もそうなんです、これまでも例えば昨年度も同じような改正が行われました。手当率の引上げが一般職にあった場合には、特別職及び議員職等一緒に上げてきたというのが、これまでの例でありまして、特にそこに問題があるとは思いません。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 分かりました。ありがとうございます。

終わります。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） では、質問に移ります。

先ほどは発言席でもマスクを取らないで失礼しました。マスクを取るべきでした。

それでは、議案第5号、旭市議会議員の報酬改定についての議案について質疑申し上げます。

まず、今回、議員、特別職、この二つについては給与改定ではありませんが、この二つについても同じように期末手当の額を上げるということなんで、いいか悪いかは別にして、質問させていただきます。

今回の期末手当の0.1か月については、10月6日の県の人事委員会委員長の談話並びに勧告要旨が今手元にありますけれども、特別給については0.1か月引き上げて年間4.50とする。そして、その他については、また後で職員のとくに言いますけれども、こういうことが出ていまして、結局、特別職と議員などについては引き上げることになったわけです。

これを提案した理由について0.1引き上げて、そして来年にはこれを100分の220を100分の230にして、来年には100分の230、つまりこれを今度100分の225にするということ、これはどういうことなんでしょうか。率については0.1か月ということだと思っておりますけれども、そこら辺のところをご説明ください。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

現行この条例が通る前には、年間で4.4か月分ということで、これは去年も同じなんです、既に6月の期末手当については支給済みでございます。年間で0.1上げるということですので、この12月期のボーナスについては100分の230ということになります。

来年度になりましたら、これを平準化しまして100分の225、6月も12月も100分の225ということで、年間で4.5というところに持っていくような構成になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 了解しました。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質疑を始めてください。

○20番（松木源太郎） 議案第6号につきましても同じ内容で同じことでありますけれども、ここで一つ、私、調べていて気がついたんですが、旭市では職員の方と、それから議員と、歳費をもらっているのは、あとは特別職というんですけれども、特別職というのは、市長、副市長までは分かるんですけれども、よく見てみると、教育長というのは一応今、市の中では三役の一人ということになっておりますけれども、教育長の給与というのは、この特別職の中に入っているんでしょうか。私は調べていて気がついたんで、今、通告はしませんでしたけれども、そういうことを聞くのと、議会の議員と同じように100分の220を100分の230にして、第2条でもって100分の230を100分の225にする内容についてご回答いただきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

教育長の給与に関しましては、別立ての条例がございます。一応、特別職か一般職かということになると、分類上は一般職ということになります。

それと、期末手当、勤勉手当の支給率の関係ですけれども、我々一般職の場合には期末手当と勤勉手当というものに分かれております。勤務実態を反映させた勤勉手当、それと決まっています期末手当から成り立っております。

それで、今回、期末手当と勤勉手当ともに 0.05 ずつ上げて、年間 0.1 上げるというふうな構成になっております。これも先ほどの議員の場合と同じように、この改定で 12 月期は期末手当が 1.2 月から 1.25 月に、勤勉手当が 1.0 月から 1.05 月になります。これを来年度になりましたら平準化しまして、6 月期、12 月期とも期末手当が 1.225、勤勉手当が 1.025 というところで来年からは施行されます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 了解しました。

教育長の給与については、私も不勉強で、ありがとうございます。そういう形でもってこれから見ていきたいと思えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

議案第 6 号の質疑を終わります。

議案第 7 号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第 7 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正条例であります。

まず、先ほど申し上げましたように、令和 5 年 10 月 6 日の人事委員会委員長の談話がありまして、それはまず本年 4 月から 1.19%、4,307 円を引き上げる改定が望ましいと。それから、特別給、ボーナスについては 0.1 か月分だというふうに言っております。

そうしますと、それらのことを勘案するとどうなるかということ、県の人事委員会の中身は結局、民間との差額である給与分も引き上げなさいということになっておりまして、民間企業との差額が 1.19%を埋めることになるから、一応、月給令、給与省令では 4,307 円であり、期末勤勉手当は 0.1 か月と、概略ではそういう答申があったわけです。

市長が政務報告で言っているように、これを見習って、今回の期末・勤勉手当と、それから

給料表の改定を行ったということでありませう。

それについてお聞きしますが、一般職の方の給与はどうかということだす。それについて具体的に示される例について担当課からお聞きしたいんですけども、まず月給、行政職いわゆる一般の行政職の方の給料はどのような形でもって改定されたのか。それから、年間の平均給与がどのぐらい平均年齢とともに改定されたのか。勧告によって人件費への影響力はどのぐらいあったのか、全体でですね。それから、モデル的なものがもし示せれば資料でもって出していただきたい。

だいたい以上のことについて、一般職の職員の方についてのご回答をお願いしたいと思ひます。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

今般の給与改定につきましては、総務省からのまず通知がございます。仕組みとして申し上げますと、人事委員会を置いていない市、旭市は置いておりませんが、は都道府県人事委員会における勧告を参考に適切に対応することとされております。今般の改定となるわけですけども、細かいモデル的なところまでは……

（発言する人あり）

○総務課長（小倉直志） 給料表については若年層に重点を置いた改定が行われます。改定率は平均しますと 1.3%の増です。今般の一番大きいのですが、初任給が大幅に改定されております。高卒で1万2,000円のアップ、月額ですね。大卒で1万700円のアップ。これによりまして、大卒の初任給が初めて20万円を超えております。そのような改定と、それと先ほど申し上げました期末・勤勉手当の改定と併せての今回の条例改正となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そうしますと、今回の議案第1号補正の中で、純粹に今回の人事委員会改定に基づくところの給与プラス分は、4月の中で入っている分もありましようけれども、実質的に幾らぐらいの予算のプラスだったんですか、人件費としては、今回の補正で。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） すみません、参考として出してはあったんですが、今、書類を持ち合

わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

それと、先ほど私の回答で、すみません、訂正ばかりで。教育長を一般職と言ってしまいましたが、法律改正後は特別職ということになっております。

(発言する人あり)

○総務課長（小倉直志） だいぶ前だと思います。教育委員会の在り方について全般に変わったときがございましたよね。あの時だと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 教育長の給与というのは、特別職だけれども、勤勉手当とか、そういうのもプラスして出すんですか。全く市長や副市長と同じような形なわけですか。そのところをちょっとね。今回の条例改正では該当になっているのかいないのか、一般職のほうの中に含んで該当なのか、そこら辺のところをお聞きしたい。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まずは、今回の人勧の勧告による改定による影響額ということですが、全体では1億1,100万円ほどの増加となっております。

それとあと、すみません、特別職ということで申し上げましたが、私、ずっと昔に人事給与をやってまして、そのときの記憶だけでお話ししてしまいましたもので、特別職の扱いで特別職の報酬、職員の給与に関する条例に、先ほどの法改正後は含まれております。ですから、特別職と同様に期末手当の改定がされるということになります。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） ありがとうございます。

給与についてちょっと不勉強で申し訳なかったんですけども、新しく解明できてありがとうございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について質疑に入ります。

質問の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第8号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正であります。

これにつきましても、自治体によってはかなりいろいろな差が出ているところがあるわけです。例えば、給与改定を本年4月に遡らないで来年の1月から実施するとか、来年の4月から実施するなんていう自治体もあるわけですね。旭市においては、これは一般職の方と同じように給与改定をするというふうに考えてよろしいのでしょうか。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

今般の会計年度職員の給与改定につきましては、一般職といいますか、私どもの常勤の一般職と同じように遡及して改定を行う予定でございます。それによつての会計年度任用職員の増額分が3,800万円ほどになります。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 一般職の方の数字はだいたい分かるんですけども、会計年度任用職員については今何人ほどいて、どのぐらいの給与レベルかということをお簡単に教えていただきたいと思ひます。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 会計年度任用職員につきましては、たしか400名程度だったと思ひます。

給与の水準ですが、行政職給料表の1級と2級を使うということになっております。ですから、その範囲での給料額ということになります。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 了解しました。

これで終わります。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○5番（伊場哲也） どうぞよろしくお願い申し上げます。

このたびの第4回定例議会におきまして、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期目標を定めることについて、議案第11号が上程されました。そして、議案第11号の表紙には、地方独立行政法人法第25条第3項の規定によって議会の議決を求めるという記載がございましたので、議決を求められたときに自分は承認するのかしないのかと、責任を持って議決することに相対しなければいけないなということもございましたので、勉強させていただきました。

基本的には、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院、19文字あるということを理解し、併せて全く中央病院様のことについて自分自身が理解していないということが分かりました。したがって、質疑項目として14項目設定させていただきました。基本中の基本の質疑の項目でございますので、笑われてしまうようなこともあろうかと思っておりますけれども、何とぞ分かりやすくご答弁いただき、私自身の中央病院に対する認識が一層深まるような形でご答弁いただければと、かように思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

質疑の1点目でございますけれども、この上程議案第11号の1ページ、前文がございます。中央病院の調整室長をされております、併せて旭市役所の企画政策課長であります課長に、この提案、中期目標の内容につきまして質疑させていただきますけれども、1点目ですけれ

ども、前文に地方独立行政法人化により制度の特徴を生かした業務運営の下、地域の医療機関と連携した使命を果たしてきたという記載があるのですけれども、この制度の特徴とは一体何ぞやと。地方独立行政法人化したことによって、業務の効率化を図るですとか、いろいろあるかと思いますが。なぜそういうことをされたのかということをお伺いしたいという中での質疑ですけれども、制度の特徴とは具体的にどのような特徴なのかをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（木内欽市） 引き続きお願ひします。

○5番（伊場哲也） （2）でございますけれども、同じく前文2段落目に、第2期中期目標期間に将来を見据えた取り組みとして、遠隔病理診断科診療所を開設する一方だという記載がございます。開設した理由をお伺いいたします。

3点目でございますけれども、同じく3段落目、少子高齢化の進展に伴って、医療の需要と提供の構造が変わることが見込まれるという現状を見て、そういう判断をされたかと思ひますけれども、具体的にどのように変わると市のほうでは捉えているのかお伺いいたします。

4点目、同じく1ページ、3段落目でございますけれども、その後段に、市として法人に求めるガバナンスを具体的にどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

5点目でございます。同じく前文4段落目、住民の医療ニーズに的確に応えることが大切であると、そのように私自身考えるわけですがけれども、当地域における人口動態や疾病構造の変化に伴う住民の医療ニーズというもの、これが変化しているというふうに当然捉えていると思ひますけれども、どのように変化していると捉えているか、併せてその根拠についてお伺いいたします。

6点目でございますけれども、1ページ、第2の1でございますけれども、旭中央病院は広域基幹型急性期病院としての機能の充実について地域の基幹病院としてさらに医療提供体制の強化を図る上では、市としてどのようなことを旭中央病院様のほうに依頼する考えでいらっしゃるのかお伺いいたします。

7点目でございますけれども、ページは前後するかと思ひます。第3の3、5ページでございますけれども、安定的な経営基盤の構築について病院の施設設備の充実、これは避けて通れない課題であるというふうに思ひますけれども、費用対効果を勘案した整備の充実に向けて中央病院様にはどのように対応してほしいと、市のほうは考えているのかお伺いいたします。

8点目でございます。同じく5ページでございますけれども、病院運営・経営においてIT

技術の進展の活用が非常に現在では大切なのではないかと考えます。IT技術の進歩を医療の発展に向け、具体的にどう生かしてほしいと市は考えているのかお伺いいたします。

9点目、医療の確保、老朽化した施設の改善、地域連携・機能分担以外にどのような課題があるというふうに捉えていらっしゃるのかお伺いいたします。

10点目でございますけれども、第2期中期目標と第3期中期目標、比較検討させていただきますと、患者中心の医療の推進という文言が削除されて、第3期のほうには患者等の満足度の向上という文言に書き換えられておりますけれども、その理由についてお伺いいたします。

11点目でございますけれども、患者等の満足度の向上についての2行目に、インフォームド・コンセントという片仮名英語が記載されておりますけれども、その片仮名英語の記載は必要であると考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

12点目、第3期中期目標の記載事項のどの部分が近年の医療環境の進展に対応した計画が、中央病院様のほうで計画が立てられるような目標設定となっているのか見解をお伺いします。

13点目でございますけれども、救急医療をはじめとする医療の高度化計画が中央病院様のほうで立てられるようなどがそういう目標設定になっているのか見解をお伺いいたします。

最後でございます。高度先進医療を担う地域の基幹病院にふさわしい病院としての計画が立てられるような目標設定になっているのかその見解をお伺いいたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、順次お答えいたします。

まず、（1）になります。地方独立行政法人とは、特定の事業について地方公共団体とは別の法人を設立し、この法人に事務事業を担わせることをいいます。

その目的ですが、より効果的、効率的な行政サービスの提供を目指すことにあります。そのため、制度の基本として、地方公共団体から法人へ事前関与、統制を極力排除し、事後チェックへの移行を図り、弾力的、効率的で透明性の高い運営を確保することを目指すというのが、この制度の特徴となります。

（2）になります。旭中央病院が高度急性期医療を維持していくためには、患者の病変の組織や細胞を顕微鏡等で詳しく観察して診断を下す病理専門医、これの充実が欠かせません。しかしながら、病理専門医は専門医師の1%程度で、しかも都市部に集中する傾向が強いこ

とから、将来的に医師を確保できないリスクに備えるため、令和3年6月に東京都文京区において遠隔での病理画像診断体制を整備いたしました。

(3)です。少子高齢化の進行により高齢化率が上昇するとともに、生産年齢層が減少することが見込まれます。香取海匠地域の人口は減少が見込まれますが、高齢化率の上昇により医療を必要とする人の数は、当面の間は必ずしも減少を見込むことはできないと考えております。

一方、生産年齢層の減少は、医療業界に限らず産業全体で担い手不足が見込まれ、医療の質を維持するための人材の確保は一層難しくなると判断しております。

(4)です。法人の統制機能として4ページ、2ガバナンスの強化に掲げる組織マネジメント、内部統制、コンプライアンス、さらに情報管理体制の徹底が重要であると考えております。

(5)です。人口動態については(3)と重複しますが、香取海匠地域の人口は減少が見込まれますが、高齢化率の上昇により、医療を必要とする人の数は当面の間は必ずしも減少を見込むものではないと考えております。

一方、生産年齢層の減少は医療業界に限らず、産業全体で担い手不足が見込まれ、医療の質を維持するための人材の確保は一層難しくなると判断しております。

医療ニーズにつきましては、高齢者に多いがん、心疾患、脳血管疾患などの増加を見込んでおります。また、地域の医療機関において受入れが困難な分野の医療、これは小児科であったり整形外科、耳鼻科、救急などですけれども、こちらについても患者が集中することを見込んでおります。

現時点で市が想定している内容をお伝えしましたが、中期目標では病院に対してニーズを的確に把握し、そのニーズに合致する取り組みを求めるものです。

(6)です。広域基幹型急性期病院とは、まさに旭中央病院が担うべき役割を象徴する言葉であり、具体的には高度急性期医療、救急、災害時医療、感染症医療等、公共性の高い医療への取り組みとなります。この広域基幹型急性期病院としての役割を全うするため、中期目標として項目を設け、病院へ提示するものですので、中期目標全体が病院へ求めるものとなります。

(7)になります。これは5ページにありますとおり、将来に向けて最適化を求めます。最少の費用で最大の効果を発揮することが理想ですが、高度急性期医療を担う病院という点を考慮する必要もあります。患者、従事者いずれにとっても優れた病院であり続けるために、

計画的で合理的な投資を求めます。

(8) です。デジタル技術の活用については、3ページ、患者等のサービスの向上、(1) Q I 分析、医療DX等による医療の質の向上で、医療の効果的、効率的な提供と、患者自身の医療情報へのアクセスの推進について記載をしております。そのほかデジタル技術は病院運営全般においても、効率性、正確性など様々な効果が期待できますので、導入の検討は意義があるものと考えております。

(9) になります。課題を解決することが目標の達成に通じるものと考えておりますので、中期目標に記載したそれぞれの取り組みを課題と捉えることができると考えております。その中でも、医師の確保、老朽化した施設の改善、地域連携、機能分担以外では、働き方改革は第3期中期目標期間の大きな課題となります。そのほか本目標以外では、新型コロナウイルス感染症後の患者の受診の意向の変化も注視する必要があります。

(10) になります。患者中心の医療というのは、これは全ては患者さんのためにという基本理念を掲げる旭中央病院では当然の取り組みであり、そのためにどのようなサービスを提供するかという視点で、第3期中期目標では患者等のサービスの向上という中項目を細分化し、患者サービスに関する内容を第2期以上に充実させております。

(11) になります。インフォームド・コンセント、分かりやすく明瞭な説明という単語ですが、日本において広く使われている言葉であるという認識で表現しました。また、広く社会で使用されるようになったこのインフォームド・コンセントをこの中期目標では「分かりやすく明瞭な説明」と定義しているという意味も込めて併記しております。

(12) になります。医療技術、医療環境の進展という点ですが、こちらを医療技術の点で申し上げますと、まず目標の2ページ、(3) 高度医療への取組、(4) 5疾病に対する取組の中のがん医療、(6) 高齢者医療への取組の認知症疾患医療センターが医療技術の進歩を踏まえた計画を求めるための目標としております。

(13) になります。医療技術は日進月歩ですので、その進化に対応した体制の整備は必要であると考えておりますので、2ページ、(3) 高度医療への取組では、さらなる充実を目標と設定いたしました。

(14) です。基幹病院とは3次救急、高度な急性期医療など地域医療の中核となる病院であり、本計画では2ページの(2) 救急医療体制の充実、(3) 高度医療への取組などで目標を設定しております。

以上となります。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 企画政策課長、ご丁寧に答弁いただきありがとうございました。

それでは順に、（1）から再質疑をさせていただきます。

11月22日でしたか、全員協議会開催で第3期中期目標について説明をするので、集合というそういう連絡をいただきました。そもそもその段階で、中期目標って一体何というところから私は今回スタートしているんですね。中期があるということは、前期、中期、後期、ばかかという話でした。あるいは、中期があるから上中下で、その上位の目標、中位の目標、下位の目標があるのかなといったら、とんでもないことでした。

中期目標を設定しなければならないんだよということが、法でちゃんと決まっているということで、この中期目標というのは、そもそも中央病院様がつくるのかなと思ったんですよ。あわせて、中期計画も中央病院のほうで目標を立てて、そして計画を立てて、そして議会のほうで調整室長が報告をするのか、その報告を議会にかけて議決をいただくのかという、そんな浅はかな考えでいたもので、数多い質疑項目になったわけですけども、そういう中で地方独立行政法人法のこの制度を生かしてということで、よりよい医療業務運営ができるよというような形かと思えますけれども、地方独立行政法人という法人化した、誰が、どこがこの法人をつくったのですかというのが再質疑です。お願いします。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 先ほど、質疑については一括質疑、一括答弁だというご指摘をいただきましたので、再質疑につきましてこれから、1番から14番までさせていただきます。

再質疑でございますけれども、（1）制度の特徴とは具体的にどのような特徴なのかの再質疑でございます。誰が、どこがこの法人をつくったのですか。ご答弁をお願いいたします。

（2）でございます。遠隔病理診断科診療所、この正式名をご答弁願います。

(3) でございます。医療の需要と提供の構造変化、具体的にどのように変わるかという質疑でございますけれども、再質疑です。市として、構造の変化に対応して、具体的にどのような医療提供サービスを望んでいるのか、お答えください。

(4) の医療法人におけるガバナンスでございます。医療法人のガバナンスとはどうあるべきとお考えか、再質疑をいたします。

(5) の住民の医療ニーズに対してでございます。医療のニーズと併せて、患者からのリクエスト・相談に対して、広報患者相談課という窓口が中央病院にはあろうかと思っておりますけれども、その役割は何だというふうに市としてはお考えでしょうか。

(6) の広域基幹型急性期病院、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン、これが総務省から示されたかと思っておりますけれども、今現在、市としては、強化ガイドラインに対してどのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

(7) につきましては、安定的な経営基盤、あわせて施設設備の整備の充実、費用対効果を勘案した整備の充実についての質疑でございますけれども、再質疑は、毎年、ざっくりどれぐらい、整備の充実に向けてお金を使っているのか、再確認する意味で質疑をさせていただきます。ご答弁をお願いします。

(8) の、IT技術の進歩を医療の発展に向けて具体的にどう生かしてほしいかということにつきましては、現在、旭中央病院では、アルメックス社のスマパチェックアウトという会計後払いシステムが導入されており、導入後は、病院機能評価に好影響をもたらして、間接的に医療収入の向上に結びついたとお伺いしておりますけれども、積極的にITの活用、あるいはICTの活用、業務改善をさらに図らなければいけないと考えますが、調整室長の答弁をお願いいたします。

9点目の安定的な経営基盤の構築についての再質疑でございます。地方独立行政法人法に基づきますと、評価委員会を設けなければならないと法で決まっておりますけれども、評価委員は誰が任命しますか。評価委員の任命について再質疑をさせていただきました。

10番目の再質疑はございません。

11番目、インフォームド・コンセントについての再質問でございます。初めに日本語で説明して、括弧書きで片仮名英語が記載されておりますけれども、先ほどの答弁にもございましたように、既にもうコンセンサスを得ているという答弁でございましたので、であるならば、インフォームド・コンセントという片仮名書きを先に持ってきて、括弧書きでインフォームド・コンセントというのは一体何ぞや、こうですよという日本語での説明を後にしたほ

うが一般的だと考えますけれども、課長はいかがでしょうか。

12、13、14 についての質疑に対しての答弁は、先ほど括弧書きで、これとこれとこれを考えているというふうな答弁をいただきましたので、結構でございます。

以上、再質疑とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、順次回答させていただきます。

まず（1）番、地方独立行政法人、誰が法人をつくったのかということでございました。これは旭市になります。

（2）遠隔病理診断科診療所の正式名称ですが、私も遠隔病理診断科診療所というふうな理解しております。

（3）具体的にどのようなサービスをですか。

（「構造の変化に対してどのように医療提供のサービスをしていただきたいと考えているか」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 個別に具体的にこれこれというよりは、まず病院としては、これは基本的なことなんですけれども、適正な医療を継続的に提供できる体制を整えてもらいたいというふうに考えております。

ガバナンスのほう、どうあるべきかということだったんですけれども、ちょっとお待ちください。

（「医療法人のガバナンスはどうあるべきかという市の見解です」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） ガバナンスの強化につきましては、4ページのほうに記載がございますけれども、こちらのとおり、まず職員に対しての法令遵守、またそれに伴う組織としての法令遵守。内部もそうですし、それも含めて、組織全体として健全な企業経営を目指す、企業自身による管理体制をつくってもらいたいというふうに考えております。

（「具体的に2点教えていただけますか」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 2点。

（「医療法人のガバナンスについて」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 2点と申しますと。

（「職員のガバナンス」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 職員のほうは法令遵守、組織としては、そのガバナンス、組織を
まとめ……

（「コンプライアンスと捉えてよろしいか」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 失礼しました。職員のほうはコンプライアンスです。それも含め
て、組織として全体で、企業自身による管理体制を整えてもらいたい。ガバナンスのほう。
と考えております。

（5）広報患者相談課の役割になりますが、こちらはすみません、病院のほうの業務になり
ますけれども、広報患者相談課としては、先ほど議員おっしゃいましたけれども、患者から
の要望、また苦情の相談、また病院のPRなどを行っている課かと思います。

（6）になります。ガイドラインの取り組みということですが、こちらにつきましては経営
強化プランの中で、役割と機能の最適化、それと連携の強化、医師・看護師の確保等、これ
らを総体的に目標の中にはめ込んであります。

（「具体的にどこですか」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） ちょっとお待ちください。

今のガイドラインに係る部分ですけれども、1ページから2ページにあります第2、1の
（1）、こちらが役割と機能分担の最適化、連携強化になります。

すみません、ちょっとページが前後します。4ページの第3の1、医師・看護師等の確保、
働き方改革。2ページになります。第2の1の（5）新興感染症の拡大時に対する取組。5
ページです。第3の3の（2）施設・設備の最適化。同じく5ページ、第3の3の（1）経
営の効率化。こちらがガイドラインに記載されている部分になります。

続きまして、（7）ですが、毎年、整備に実際どのぐらいかかっているかという質問でした。
整備につきましては、現在のところ、最近はずっと機械類の整備をやっておりまして、それ
以外、建物の整備は、看護師宿舎以降はありません。

今のところ、ハードの大きなものを整備する際には、法人は長期借入れができませんので、
市から借り入れて、それを病院に貸すといった流れになりますので、大きな整備をやるとき
には、そういった会計の処理が発生いたします。

（発言する人あり）

○議長（木内欽市） 伊場議員に申し上げます。

発言は挙手をしてお願いします。

ただいままでの発言は私語とします。

(「はい、議長」の声あり)

○議長(木内欽市) まだ答弁の途中です。

○企画政策課長(柴 栄男) どのくらい設備にお金を使っているかという、それはハードではなくて、機械器具の部分ということでよろしいでしょうか。

すみません。今、決算の数字がございませんので、また後でこれはお話ししたいと思います。

(8)になります。会計システムが好評、好影響だということでありました。デジタル化、機械化につきましては、効率性、正確性、利便性は患者も医師もそうだと思いますけれども、そういったものが図られると思いますので、積極的に導入していってもらいたいと考えております。

(9)です。評価委員会の委員の任命ですが、こちらは市長になります。

11番です。インフォームド・コンセントの記述ですが、片仮名を前にしたほうがよかったのではないかということでした。ここについては、第2期の目標をつくる時に、インフォームド・コンセントという言葉だけでは分かりづらいのではないかということがありました。それで3期のときには、分かりやすくという意味合いで、こういった形で記述をいたしました。2期のときはインフォームド・コンセントだけ、それではちょっと分かりづらいのではないかという意見がありましたので、今回はこういった表記にしております。

すみません、先ほど回答の中で、遠隔病理センターの正式名称ですが、失礼しました。旭中央病院附属病理診断科診療所になります。

以上です。

○議長(木内欽市) 伊場哲也議員。

○5番(伊場哲也) ただいまの答弁に対して疑義がある場合については挙手をして、答弁した内容について質疑してもよろしいのでしょうか。

○議長(木内欽市) 結構です。

○5番(伊場哲也) それでは、申し訳ございませんけれども、正式……。

なぜそういう質疑をさせていただいたかと申しますと、いろいろ調べていく中で、遠隔病理診断科診断センターという表記、あるいはクリニックという表記、そして定款には、第15条、法人が設置し、運営する病院その他の施設の名称及び所在地は次表に掲げるとおりとすると定款に記載されておりまして、定款に記載されている名称は旭中央病院附属病理診断科分院とされているんです。そうしますと、ただいまいただいた答弁とまたそこがあるので、一体どういうことということが答弁に対しての質疑でございます。お分かりいただけましたか。

○議長（木内欽市） 通告順に従って再々質疑をしてください。もう3番までいってしまっていないですか。

○5番（伊場哲也） いや、再質疑に対していただいた答弁に対して質疑をしたいのでということで質疑をさせていただいたということなんですけれども。

○議長（木内欽市） その前の質疑はもうできませんけれども、いいですか。

○5番（伊場哲也） いや、それでは困ります。

○議長（木内欽市） 一括でしてください。

○5番（伊場哲也） 分かりました。

それでは、もう一遍、（1）から第3回目の質疑ということになりますけれども、よろしいですか。

○議長（木内欽市） はい。

○5番（伊場哲也） 質疑が不慣れでご迷惑かけて誠に申し訳ないのですが、第3回目の質疑をさせていただきます。

（1）でございますけれども、地方独立行政法人の設立に向けて、2回目の質疑で旭市という答弁をいただきました。そうしますと、設立の目的なんですけれども、読み上げますので、課長、よろしいかどうか、その答弁をいただければと思います。

私自身が最初申し上げましたように、中央病院について十分理解していなかったので、再確認にした中での3回目の質疑の内容でございます。地域の基幹病院としての責任、使命、自覚と、医療の質全般の継続的向上を図ってくださることにより、私ども地域住民の信頼、健康の増進・維持に寄与していただいている地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院ということでよろしいのでしょうか。（1）の第3回目の質疑でございました。

（2）でございますけれども、先ほどありました分院について、文京区本郷三丁目40番10号にある分院なんですけれども、3点、3回目の質疑をさせていただきます。

1点目でございますけれども、開所式、これが令和3年に行われたかと思っておりますけれども、この開所式に市当局のどなたが出席されたのか。写真を見させていただいたんですけれども、市当局から誰も出ていないやに私受け取ったので、質疑させていただきます。

2点目でございますけれども、遠隔病理診断科診療所、これ、東京の本郷の三翔ビルディングの5階に構えられているんです。東京の本郷に構えた理由についてご答弁願いたい。

最後でございますけれども、正式名、先ほど申し上げましたように、定款には旭中央病院附属病理診断科分院となっているんです。私の調べた範囲内ですけれども。附属をつけた理由

をお聞かせ願えますでしょうか。

(3)、3回目の質疑はございません。

(4)の医療法人におけるガバナンスの3回目の質疑でございますが、よろしいでしょうか。誰が何のために、誰のためにガバナンスを行うと考えているのか、3回目の質疑ということで確認をさせていただきたいと思えます。

医療法人におけるガバナンスというのは、専門的な見地での評価が必要らしいんです。慶應義塾大学の専門家、田中茂教授に、医療法人のガバナンスについて問合せいたしました。そうすると、伊場、医療法人におけるガバナンスというのはポイントが三つあるぞということをお教えいただいております。それと同じかどうか分かりませんので、3回目の質疑ということで出させていただいているんです。ご理解ください。

5番目につきましては、再々、すなわち3回目の質疑はございません。

6番目の機能の充実、医療提供体制の強化についての3回目の質疑でございますけれども、先ほどもう既に、中期目標に公立病院経営の強化ガイドラインがもう既に設定されているというふうに思いますが、市のほうで押さえた経営強化ガイドラインで中期目標に設定して、押さえた目標を中央病院様のほうにどのようにアドバイスをされるのかということをお質したいのです。ご理解いただけましたか。どのようにアドバイスなさる予定ですかということでございます。

7番目の施設・設備の充実には相当お金がかかることでしょうか。しかしながら、整備の充実というのは、中央病院にきちんと、適正なる病院経営をしていただくためには絶対不可欠なことだと思っております。その上で費用対効果の勘案が必要だということをお質疑、一番最初させていただいたんですけれども、病院事業債の未償還残高というのはまだ180億円ぐらいあるのかなというふうに伊場哲也は思うのですけれども、安定的な病院経営基盤構築という点では大丈夫なのかなと。まあ大丈夫なのでしょうけれども、市の心強いご見解をお聞かせください。

8項目めは、3回目の質疑はございません。

9項目めの安定的な経営基盤の構築についての先ほどの評価委員に対しての市長の任命。今現在、評価委員は6名いらっしゃいますよね。この評価委員の中に、市議会議員が誰一人入っていないんです。それって何か理由があるのかなというのが1点です。根拠。

それから、第1回評価委員会、令和5年度、7月の18日に開催されております。議事録についてはホームページにアップロードされておりますけれども、過日の全員協議会で、2回

目の評価委員会ももう既に終えていると、そして評価委員のメンバーからアドバイスもいただいているというような話がございましたけれども、2回目の評価委員会の議事録というのはまだアップロードされてないと思うんです。ですので、第2回目の評価委員会を開催して、評価委員の方々からどのようなアドバイスを市当局はいただいたのかという内容についてお尋ねをいたします。

最後でございますけれども、12、13、14 につきましては、先ほど括弧書きでご説明いただいているのですけれども、先だって頂きましたこちらのほうですけれども、カラー刷りの、全員協議会のほうで、この作成についてちょっとお伺いさせていただきたいんです。複数の方々の目で確認し、我々、議員全員にカラー刷りのを配付して下さったと思いますけれども、まず確認は、複数の目で、チーム旭、オール旭で作成されたものですか。そして今現在も、これちょっと違っているんで、こちら訂正版ですというような配付がないので、あえて質疑させていただいているんです。

私の目で見ると、大変申し訳ないんですけれども、このような場で、間違いがあるというふうに私は確認させていただいたんですけれども、この点いかがでしょうか。

以上で質疑を終わりにさせていただきます。ご答弁のほうお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、まず（1）からになります。今、伊場議員がおっしゃられたことの内容でよろしいかというお話でありました。すみません。詳しいところまでよく聞き取れてなかったというのが正直なところですが、少なくとも地域の病院として、基幹病院として、これからも地域住民に安全・安心を与えられる施設であって、働き方改革等で、病院単体だけではなく、地域、ほかの病院とも連携しながら今の医療を提供していただきたいというふうに考えております。

（2）になります。病理診断科診療所ですけれども、物によってセンターとあったりクリニックとあったりというお話でございました。すみません。そのものが私、はっきり確認できてないんですけれども、定款によれば、やはり旭中央病院附属病理診断科分院、これが定款に載っている名前ですので、こちらが正式な名称となります。

オープンしたときに誰か市側の出席者がいたのかということですが、こちらは市の出席者はなかったかなというふうに思っております。

あと、附属とある理由ですけれども、この診療所、中央病院だけが使う施設ではなく、ほか

の施設でも使ってもらえるような施設でありますので、そういったことから附属という名称をつけてあるのかというふうに理解しております。

(4) になります。

(発言する人あり)

○企画政策課長(柴 栄男) 失礼。分かりました。構えた場所の理由が漏れておりました。失礼しました。

この場所につきましては、こちらから何とも言えないんですけども、どういった場所が適当か、用地を探していて、ここが病院の要求にかなったというふうな理解しております。

あと、近くに東大があるというのが大きな決定の理由ということです。

失礼しました。病理診断科診療所ですけども、働いていただいている方、委嘱している方が東大の先生というのがありますので、それも理由になります。

(4) になります。ガバナンス、誰のためにとということでした。これは当然病院もそうですし、患者さんの安心というのもありますので、患者様もそうですし、病院に対しても、全ての人を対象になるのかなというふうに考えております。

(6)、ガイドライン、病院へのアドバイスということですけども、当然、ガイドラインは病院のほうも見ておまして、こちらとしては、ここに記載されているものを十分配慮してもらいたい。あと細かなところは、病院のほうでまた計画のほうに載せてくる流れとなりますので、よろしくをお願いします。

(7) になります。先ほどすみません、建設改良費はどのくらいということで、そちらの回答が漏れておりました。建設改良費としまして、令和4年度につきましては12億5,900万円、令和3年度につきましては15億8,600万円、令和2年度においては20億6,000万円になります。

3回目の質問ですが、病院事業債、残高が多いけれども大丈夫かということでございました。起債の残高は多いですけども、こちらについては毎年償還をしております。その上で、経営としては毎年黒字を出しておりますので、その辺は安心しているところです。

(9) です。評価委員からのアドバイスの内容ということでございました。評価委員、すみません、全部を今お答えするのは難しいんですけども、まず評価委員さんからいただいた意見でありますけれども、まず前文につきましては、1段落の5行目、広域基幹型急性期病院についてはどういった意味合いなのかという話がありまして、分かりづらいということで、前段に、こういったものをやっているのだからこういった病院になりますというような記述に変

更しております。

あと、先ほど来、ガバナンスの強化という話がありましたけれども、ガバナンスの強化で、組織マネジメント、コンプライアンス、情報管理体制の徹底という項目がございますが、当初、(1)と(2)の順番が逆でありました。ただ、流れ的には、コンプライアンスよりまず最初、組織のマネジメントがあって、それからコンプライアンスのほうが流れがいいのではないのかということで、ここは見直しをかけております。

あと、すみません、ページ戻ってしまいますけれども、2ページ、1の(5)になります。こちらの見出しですが、最初は災害時医療、新興感染症医療、周産期医療、小児医療等というふうな記述になっておったんですが、見出しの部分は広く感染症にして、中の文面に新興感染症という文言にしたほうがよいのではないのかというようなアドバイスも受けております。

先ほど、資料を複数の目で確認したのかということでございました。すみません、今手元にございますが、市長と評価委員のところの矢印の中で、誰が委嘱するのかのところ、「委嘱の委嘱」というような記述になってしまっております。ここは「市長の委嘱」の誤りでございます。失礼しました。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

続いて、崎山華英議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○6番（崎山華英） お願いします。議案第11号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期目標を定めることについて、通告に基づき議案質疑を行います。

私からはかなり細かい部分に絞っての質疑になると思いますが、今後4年間の中期計画を策定する上での重要な基盤となるものと認識しておりますので、質疑させてください。

目標の1ページ目、タブレットの3ページ目の下段から、第2、地域住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、1、広域基幹型急性期病院としての機能の充実から、質疑したい内容としては、次のページ、タブレットの4ページになります。(5)の災害時医療、感染症医療、周産期医療、小児医療等への取組の内容を中心に質疑いたします。

1点目。(5)はなぜ、この項目だけ、ほかの項目とは違い、四つの取り組みがまとまったものになっているのか。

例えばすぐ下段にある(6)高齢者医療への取組については、高齢者医療という一つの取り

組みについて、単独での項目になっている上に、（５）に比べてより具体的な取り組みが示されています。今回の第３期中期目標では、内容の改定があったことで、第２期とはニュアンスが変わってきていますので、周産期医療、小児医療については、乳児、小児に関することから、災害時医療、感染症医療とは切り離して、別途項目を分けてつくるべきだったのではないかと考えるところであります。これについて、あえて四つとも取り組みが複数まとまっている理由を伺います。

２点目になりますが、同じく（５）の感染症医療に関しては、まさに新型コロナウイルスのような感染症対応が災害時対応の側面もあることから、災害時医療と感染症医療は重なる部分があり、まとまった項目としているのは適切であると考えます。

しかしながら、そうすると、今度は（７）の医療安全対策及び院内感染防止対策の徹底については、単独項目として置かれているわけですが、（５）の感染症医療とも重なる部分が一部あるのではないかと考えます。

（７）の医療安全対策及び院内感染防止対策の徹底についてが（５）の災害時医療と感染症医療の項目とは独立した項目になっている点について、どのような整理、考え方になっているのかお尋ねします。

通告上はもう一点、続きがありますが、一旦ここで区切って、その後再質疑とします。よろしくお願ひします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません。回答する前に、先ほど私、この資料の中で、「委嘱の委嘱」という誤植を「市長の」と言いましたけれども、すみません、「委員の委嘱」の誤りでした。失礼しました。

では、回答に入ります。まず（１）になります。（５）災害時医療、感染症医療、周産期医療、小児医療等への取組につきましては、第２期の目標でも同様に掲げている目標となります。災害や感染症等の有事の際の医療、地域においてその役割に大きな期待を寄せられる周産期、小児医療につきましては、公共性が高く、国の医療計画においても、６事業として一つのくりに定められており、特に重要であることから、列挙しております。

（６）高齢者医療への取組につきましては、地域全体で高齢者を支える取り組みとなりますので、他の機関と連携が必要な取り組みでありますので、（５）に掲げた医療とは性質を異にしているため、項目を分けております。

(2) になります。まず、2ページの(5)、災害時医療、感染症医療、周産期医療、小児医療等への取組で掲げています感染症医療につきましては、昨今の新型コロナウイルスなど新興感染症などの患者に対する治療提供体制、人材確保を行うことを求めたものになります。

一方、(7) 医療安全対策及び院内感染防止対策の徹底内では、院内感染防止対策は、院内において感染症等を起こさないためのリスクマネジメントを行うことを求めるものとなっております。

以上です。

○議長(木内欽市) 崎山華英議員。

○6番(崎山華英) ありがとうございます。

2点目の再質疑とします。

(5) の内容を見ますと、災害時医療、感染症医療で一つ、そして周産期医療と小児医療で一つと、内容を二つに分けて取り組み目標を上げていることとなりますが、まず、災害時医療と感染症医療の面では、先ほどもおっしゃっていただいたと思いますが、これまでのコロナ禍において、旭中央病院は、県内有数の感染症指定医療機関としての大きな役割を担ったにもかかわらず、目標が前半2行の人材確保、育成等だけでまとめてよいのかということが気になる点であるのと、周産期医療と小児医療で言えば、「安心して子どもを産み、育てられる環境を維持するため、適切な医療の提供」としかなく、ほかの項目と比べて突然とも言える抽象的な表現となっています。

小児医療に関して言えば、先日、11月26日付の千葉日報に、旭中央病院の小児科医の方の取材が掲載されていましたが、旭中央病院では、2006年から虐待対応チームを設置し、年間約200名の被虐待児を診療しているという実情のほか、現場での大変痛ましい状況や対応に当たるスタッフの苦労があることが記事からうかがえました。

こういった現状を知ると一層、ここについてはもう少し具体的な取り組み目標を掲げることができなかつたのかと感じるんですけども、どのような考えでこのような形となっていますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長(木内欽市) 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長(柴 栄男) それでは、(5) につきまして、災害時医療、感染症医療と周産期医療、小児医療で分けてはどうかというお話だったかと思えます。

先ほどもちょっと申し上げましたが、第2期でも、目標の書き方としては、四つを一つにま

とめております。それを受けて病院が作成しました計画については、それぞれ1項目ごとずつ目標が設定されてきております。ですので、あくまでも目標ですので、具体的なものというよりは大きな考え方を示して、それに対する細かな目標を病院のほうで策定していくと。今の四つで言えば、四つともそれぞれ目標が出来上がっているというような形になっておりますので、今回これが同じになるかどうかあれですけれども、少なくとも前は、その中から全ての医療に対して目標を設定している状況となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動ください。

準備が整い次第、始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それではお願いします。

前者の質疑で詳しい内容のほうはあらかじめご答弁いただいたと思いますので、私はちょっと総括的にお願いいたします。

中央病院、第3期中期目標を定めること。一つ目、中期目標の作成体制を伺います。どういったチームでやられているのか。コンサルが入っているのかとか、そういうところです。

二つ目です。評価委員の人数、先ほど前者のほうにご答弁、6名ということでしたので、まあ人数はよろしいです。資格、職業、任期、報酬、細かいところをお願いいたします。

三つ目、評価委員会の開催頻度です。私たち議員に、説明会のときにこういうのを頂いて、諮問事項が結構たくさんございます。どのような頻度で会議を行われているのかお願いいたします。

四つ目です。第2期の実績見込みを具体的をお願いいたします。中期目標の1ページの前文のところ。「経営面においても第1期に引き続き計画を上回る実績を達成できている」と断言してありますので、このところをお願いいたします。第2期の実績見込みを具体的にお願いいたします。

五つ目が、2期の目標が先ほどのこういった断言してある中で、計画どおりの達成あるいは上回るということですので、1期に引き続き上回るということですので、どういう計画で、どのように上回る。達成度ですかね、それをお願いいたします。

六つ目。第3期と第2期を比較して、主な変更点をお願いいたします。

七つ目です。3ページの大きい項目2の患者等のサービスの向上のところ、(3)第3者評

価とP D C Aサイクルの実施のところで「業務に対して第3者の客観的な視点による評価を受け、その結果に基づいて対策の検討を行い、継続的にサービス、その他業務の改善を図ること」とありますが、ここで私二つ質疑したいんですけれども。質疑というか、ご指摘も一つ。

ここに書いてある「第3者」の「3」というのが算用数字は間違いだと思います。これは漢数字で、横の三本ですね、それに直してください。第三者というのは、意味的に、当事者と第三者というこの2者しかないんです。数字の3を使うと、第1者と第2者があって第3者があるというような意味合いに取れるので、新聞とかの記事とかでも、各社、このところは算用数字は使わないというふうになっておりますので、これは横三に直していただきたいと思います。漢数字に直してください。じゃないと、これは意味が通じなくなります。

法務部と言うんですか、法務担当の方とかにこれ自体が見ていただいているものなのかどうか、それをお願いいたします。法整備のほうですね、そちらのほうに見ていただけているのか。

それと、実際に第三者と言われる方というのはどういう方なのかをお願いいたします。

八つ目です。中期目標の作成過程で議会に示すことはできないのかというのは、実は先日、これが議案として上がったときに、同時に説明会が行われて、全員協議会という形で説明会が行われまして、そのときに、本来ならば私は、質疑、答弁というのはちょっと、議案に上がっているものですから、やっちはいけないことだと私は思っているんですけれども、そんな中で、議員の皆様から大変貴重な意見が随分たくさん出たと思うんです。そういうのを議案に出す前に、もっと早い時点で、そういった議員の意見とかを吸い上げるような機会というんですか、そういうものを想定できないかどうか。そこのところをお伺いしたいと思います。

1回目です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは順次お答えいたします。

まず（1）になります。中期目標ですけれども、これは地方独立行政法人法第25条に、市が病院に対して達成すべき業務運営に関する目標を定め、病院に指示するものと規定されております。

本市の中期目標の策定に当たりましては旭中央病院調整室、3名おるんですけれども、こち

らで事務を所掌しております。コンサルについては頼んでおりません。職員でつくっております。

(2) です。評価委員会につきましては、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例において、その内容を規定しております。人数は、先ほど言いました6人以内となっておりますが、6人でございます。

資格、職業につきましては、条例では学識経験を有する者として、それ以上の要件はございません。

現在の委員の選考に当たっては、まず医療に関する幅広い知識を有する方、さらに本地域の事情に詳しく、知見を有する方をお願いをしております。

職業ですが、他の地方独立行政法人の理事、千葉県病院局長、会計士、開業医、医学研究者、県議会議員となります。

委員の任期は2年となります。

報酬ですが、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に規定しておりまして、月額1万3,000円となっております。

(3) になります。評価委員会ですが、こちらは定期的には開催をするものではなくて、協議案件の発生に応じて、年2回から4回程度開催しております。今年度につきましては、中期目標、中期計画を策定する年でありますので、全4回を予定しております。

(4) になります。まず中期目標については、達成すべき業務運営に対する指示となりますので、目標に関する実績はございませんが、第2期中期計画の実績につきましては、9月定例会で第2期中期計画の見込み評価をご報告しましたとおり、評価対象の二つの大項目、地域住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置、それと業務運営の改善及び効率化に関する措置、いずれもB、予定どおり実施できているという評価になります。

(5) になります。先ほどの回答の繰り返しになりますが、まず中期目標は、達成すべき業務運営に対する指示となりますので、目標に関する実績はございません。実績につきましては、病院が策定します中期計画において、計画に対して示すこととなります。

なお、中期計画は予定どおり実施できておりますので、目標を達成できる見込みであると判断しております。

(6) です。項目ごとの変更点は補足説明で申し上げましたので、ここでは目標の大きな考え方について申し上げます。

第2期も第3期も病院に求める役割は、高度急性期医療、救急、災害時医療、感染症医療等、公共性の高い医療への取り組みを継続することで変わりはありません。

第2期からの変更点として第3期は、地域連携、機能分担、人材確保を実践することで、働き方改革の推進と高度医療等の提供を継続することに重点を置いた目標としました。

(7)になります。すみません、「第3者」ご指摘ありがとうございました。

まず市としては、病院の評価委員会として、外部の有識者による病院事業の評価を実施しております。病院としては、公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を取得し、一定の水準を取得していることを確認しています。そのほか、品質マネジメントシステムの国際標準でありますISOの取得を行っております。

(8)になります。中期目標ですが、こちらは地方独立行政法人法第25条に、市が病院に対して達成すべき業務運営に関する目標を定め、病院に指示するものと規定されております。目標の策定に当たっては、法にのっとり、市で原案を作成し、旭中央病院評価委員会に意見を伺い、その意見を反映させたものを議会にて審議いただく流れとなります。

以上です。

○議長（木内欽市） 議案の質疑の途中ですが、午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ご答弁ありがとうございました。中期目標の作成体制なんですけれども、私はてっきりコンサルの方をお願いされているのかなと思ったら、よかったですって言ったらいいかどうなのか、あれなんですけれども、職員でチームを組んでやってくださっているということで、ただ、そうしたときに、いわゆる中期目標が必要なのかどうかというようなところもあるんですけれども、ただ、やっぱり中期目標を立てるに当たっては、やはり、かなり病院関係に詳しいところまでのあれが必要になってきますので、職員3名の方というのは重責だろうと思うのと、あと、先ほど下のほうの第三者のあれとちょっと重なってし

まうんですけれども、法整備のほう、法務部というんですか。法務部局というか、そちらのほうと一緒にとか、出来上がったものとかを見てもらうというのかな、そういうのとかというのはやられていないのかどうか。かなりの重責だと思います。こういうのを、目標を立てるといふのは。

二つ目の評価委員のほうですが、これは、本当に専門知識を持った方々がたくさん入ってくださっていて、その中で、任期が2年ということなんですけれども、中期目標は4年なんです。どういふふうに重なっているのかということ、そうは言っても、そんなころころ委員が変わるわけではないでしょうから、再任、再任という形でやられているのかどうか。

その辺りのところと、あと三つ目ですね。頻度、これ年2回から4回ということで、中期目標を立てるときには4回ということなんですけれども、これ先ほども言いましたけれども、これ見させていただくと、業務方法書の作成と変更とか、年度実績の評価だとか、いろいろ財務諸表の承認とか、何か物すごくたくさん業務としてはあるような気がするんです、私。これ一般的にというか、今までも通常2回で、目標を立てるときには4回という、こういうやり方でやっていらしたんでしょうかね。これで、この頻度で大丈夫ということなんですか。

あと、四つ目です。これ私先ほど読み上げましたけれども、第1期に引き続き、計画を上回るといふので、これ数値か何かで恐らく把握していらっしゃると思うんです。上回るとかって、何か感覚的に上回っているというんじゃないと思うんですよ。具体的に数値で出しているだけですか。

七つ目です。「第三者」の、記述の問題なんですけれども、これは漢用数字の三にさせていただけるかどうかということを確認いたします。やはり、こういうものって、特に法律とまではいかないですけれども、こういう目標として市が大々的に掲げるものですから、正しい日本語で書いていただかなければいけないと思います。で、私たちは、議会は言論の府ということで、そこをきちんと指摘しなければいけない。言葉って、日本語のところはもう本当に正しく指摘しなければいけないと思いますので、ここ、どういふふうなことをやってくださるかということ、私は変えてもらわなければいけないと思うんですけれども、そこをよろしくお願いいたします。

あと、八つ目です。中期目標の作成過程で、そんなことはできないというご答弁だったり、平たく言うとそうだったと思うんです。市が目標を立てて、それに対して委員会のほうでチェックをして、それを議会に上程するという形で、それならば、なぜ議案を上程すると同時

に、説明会をやられたのかというのが非常に私は疑問なんです。これは、説明しようという、そういう姿勢なのかどうか。理解を求めるとのことだとは思いますが、ただ、じゃ、理解だけを求めるのかということです。議会の意見等は、いいんだか悪いんだかという、議決だけということで済ませようと、済ませようというとなんか言い方が変ですね。でも、議員はいつでも市民の代表ですからね。市民に選ばれて、市長ももちろん二元代表で市長も選ばれて、市長のほうから、これ目標を立てるとのことですから、そういった意味では、私はせっかく説明会をやられるのであれば、もっとこれに反映できるような、目標に反映できるようなそういう機会があるべきではないかなと思いますので、そのところ、議案と同時に説明会、全協を申入れされて、説明会を要請された。そのところの整合性をちょっとお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、順次お答えいたします。

まず、（１）病院関係職員ですけれども、やはりそんなに病院関係、詳しいというわけではございません。ですので、つくった中で、改めて評価委員会の意見を聞く、それこそ専門的で詳しい方ですので、こちらの方の意見を聞きながら策定していくような形になります。

それと、法務部局に見せているのかということですが、こちらは、うちの部署のみで作成をいたしましたので、法務担当のほうに見せるということはありませんでした。

（２）ですが、任期は２年ということなんです、こちらにつきましては、条例のほうで定めておまして、一応任期は２年というふうになっております。で、基本は皆さん再任をされていただいて、引き続きやっていただいております。

（３）評価委員会なんです、業務を見るとたくさんあるというのがありますが、例えば、法人の設立時に必要な事務もありますし、設立が済んでずっと活動している段階であれば、通常であれば２回、計画実績の確認等になります。今回みたく目標、計画の更新が重なりますと、その作成に合わせて回数が増えるというような状況になります。

（４）です。数値でということなんですけれども、目標なんです、SからD評価、その評価でやっておりますので、細かな数字でというよりは、あくまでもB評価、去年も通常であればB評価、その評価ですので、細かな数字を挙げてというのはちょっと、評価の仕方からできません。

(7) です。漢字の三につきましては、これちょっとすみません、手続きどんな形になるか検討させてください。

(8) です。(8) ですけれども、前回説明があったというところですからけれども、これ議案というよりは……

(発言する人あり)

○企画政策課長(柴 栄男) (8) です。こちらにつきましては、あくまでも目標が固まった。固まった目標ができましたので、それについて中身を説明したいということの場であります。以上です。

○議長(木内欽市) 戸村ひとみ議員。

○4番(戸村ひとみ) ちょっと、下のほうからやってもいいですかね。8番目からやってもいい。上からやらないきゃいけない。

○議長(木内欽市) 上から。

○4番(戸村ひとみ) 上から、はい。では、上から。作成体制は分かりました。このあたりは、頻度もそうなんです。で、これ実績見込みなんですけれども、ちょっとこだわっちゃうんですけれども、私、文言って本当に大事だと思っているので、この計画を上回るというのは、何だか上回ったんじゃないで、やっぱり何かの根拠があるはずなんですよ。

先ほど、B評価って言われたので、それでは、1期に引き続き計画を上回るということは、Bというのが一番上のランクってことになるんですか。A、Bまでしかないのか何か分からないですけれども、Aがないのかもわかんないですけれども……

(発言する人あり)

○4番(戸村ひとみ) Sがある。じゃ、いいです。A、Bだとか、Sだとか、そういうものでもいいんですけれども、とにかく感覚ではなくて、分かるものを提示してください。じゃないと、こういう文言を私は書いてはいけないと思うんです。もうちょっと客観的に、それこそ第三者には客観的な視点による評価を求めているわけですから、当局側も、きちんと客観的な文言とか、そういうこと、客観的にこちらに提示するということをお願いしたいです。

それでいよいよあれです。説明したいのということだったんですけれども、私が重要視しているのは、議案として出てきたときに、同時に説明をするということが、これはどういうことなのかなということを行っているんですよ。もっと前もってやるべき、あるいはもちろん議案として出たら、ここでちゃんと私たちは疑義をただして、あとは委員会付託されたら、委員会の中でそれぞれの付託を受けた委員が説明なり何なり答弁を求めるわけですから、そ

それを議案として出すと同時に、全協に要請をかけて説明をするという、その整合性のことを聞いているんです。

ですから、意見を聞こうと思っているのか、単に説明して、先にこれでオーケーしてというふうに、そういう気持ちがあるのかという、その整合性のことを聞いているんです。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは（４）からでよろしいでしょうか。前文で、経営面においても第１期に引き続き計画を上回る実績ということで、数値、失礼しました。数値のほうがございます、経営面ということで純利益、期間中の純利益ですけれども、計画では６億３,４００万円。実績では、今のところ３年間で２４億３,０００万円、これに令和５年度の収支がどうなるか分かりませんが、この部分では、今３年の段階でこれだけ上回っているという状況ですので、こういった記述をさせていただきます。

（８）になりますが、すみません議案として手元に届いたのと、説明の日にちが同じになってしまっているということでございますけれども、そうですね、同じ日になってしまったので、議案の説明というように取られるのもしょうがないのかなと思うんですけれども、すみませんがこちらとしては、あくまでも、繰り返しになりますが、目標が定まりましたので、改めて説明をしたいという趣旨でございました。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎） 松木です。議案第１１号について質疑に入ります。

私は、質疑の項目で、前の３人の方とは違って、内容については所管の委員会でもかなり詳しくやろうかなと思っていたんで、文章そのものについての意見を述べたいと思います。

まず、今回の第３期中期目標についての文章は、第１期、第２期と比べてあまりにも略語というか、分からない言葉が多過ぎます。これについては、やはり、この文章というのは、独立行政法人省略して国保旭中央病院というところになるわけですが、これのよって来るところを示す根拠文ですから、大変問題があると思うんです。

指摘しますが、まず第１ページ目の中ほどに「法人に求めるガバナンス」という言葉

が出てきます。これは言い換えるべきです。1 ページ目の一番下に、先ほど議論がありましたけれども「広域基幹型急性期病院」こんな難しい言葉を、解釈が大変な言葉を使わないで、もっと易しい言葉でやるべきです。これが2 点目。

3 点目が、2 ページの真ん中頃「集学的治療」どういう言葉ですか。普通だったら分かりません。集学的治療等って書いてあるね。集学的という言葉、私も初めて聞きましたけれども、それから4 点目が、3 ページ目の上から4 行目「Q I 分析、医療DX等」であります。この二つの言葉も分からないですよ。

それから、中ほどに、先ほどご説明があった「インフォームド Consent」これが分かりやすい明瞭な解説、括弧で。英語を日本語に直してやるんならいいけれども、逆なんですね。これは1 期目も2 期目も出ています、この言葉は、そのままインフォームド・ Consent と出ています。これはやっぱりもう少し、こんな言葉を使わなくても、この文をカットしてもいいような内容です。

7 点目が、全協でも聞きました「PDCA サイクル」何ですかこれは。これですね。それから、8 番目が、4 ページ目の真ん中ほどにある職員の就業環境の整備の中の「ワークライフ バランス」それから、4 ページ目の下から7 番目の「組織マネジメント」それから5 ページ目の上のほうの「情報セキュリティ」。

旭中央病院が第3 期目に何をやろうとしているかという目標の文書ですよ。これがもっと市民にとって分かりやすい言葉にならなければいけないのではないかと思います。これは何か、国に出すための資料ではないんですよ。旭市が独立行政法人で病院を経営している、こういうことを市民が知ったときに、じゃ、どういう病院なんだというときに、4 年ごとに目標を持って、計画を持って、いい病院にしていこうということを考えて、議会も病院もやっているんだということを分かってもらわなければいけないのがこの文書なわけですね。

それなのに、このように一般の人では、何だこれは意味が分からないなという文章があるような目標では駄目だということです。ですから、これをもう少し議会で議論すべきだと、ですから、私は全協の時には中身について全く聞かないで、この言葉だけを聞いたわけです。

ところで、質疑ですから簡単なことをお聞きしたいと思うんですけども、私はそのことに気がついたものですから、第1 期からずっと、2 期それから3 期と、文章を検討して先ほどの結果になったわけですけども、それで、どういうことをここで言いたいかという、法律では、ご存じのように市長が中期目標を設定して、評価委員会にお諮りして、オーケーをもらわなくてもいいんですけども、検討してもらおうということになっていますね。いいで

すか、地方独立行政法人法の第 25 条を読みますよ。「設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする」その中には「中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする」それがこの目標の各項目になっているわけですね。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

こうなっているわけですね。

つまり、だからここで言っていることは、地域の住民に対してこうですよということを、分かってもらいなさいということがこの文章の法律の趣旨なんです。誰かほかのところに、千葉県だとか国だとかに、分かってくれというんじゃないですよ。

そこで、問題があるわけです。今回の第 3 期中の中期目標について、いつ評価委員会で議論されたのかということです。最近開かれた評価委員会は 7 月ですね。そのときには、どういうものが出ているかということ、案です、案。全部のこの文書ではないです。ですから、その案について、議事録ではいいでしょうみたいなことが書いてありますけれども、全体の文書ではないんですよ。これが評価委員会で議論してこられたということになるかどうかです。その後開いていけば結構ですよ。それで 11 月 30 日には、そのときの委員の任期が切れているわけですから、再任したと思いますけれどもね。つまり、11 月 30 日には任期が切れているわけですよ。こういうようなことをやってはいけませんよということなんです。

ですから、例えば、これ大変探していたら出てきたんで、貴重な資料だと思うんですけども「第 1 期中期目標の期間の終了時の検討及び措置について」ということで、ちゃんと令和元年 10 月 15 日に、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会委員長の名前でもって、これはなかなかいいものを作ったから、これから続けていきましょうという、これ文書

が出ているわけですよ。

ですから、この中に意見書としてどう書いてあるか。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の中期目標の期間の終了時の検討について、地方独立行政法人法第 30 条第 2 項の規定に基づく、当委員会の意見は、下記のとおりである。

記

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院は、平成 28 年 4 月 1 日に地方独立行政法人化して以来、毎年度、年度計画を上回る業績を達成しており、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績についても中期目標を上回るものであると判断している。

以上のことから、引き続き地方独立行政法人の形態で業務を行うことが適当である。

と、こういう文書をちゃんと出してくれているわけですよ。

ですから、本来であれば、この最後の終わった時に、第 2 期がどうであったかということの評価委員会でちゃんと評価してもらう必要がある。こういうことをあなた方今までやっていないでしょう。第 2 期のとき、終わったときにやりましたか。やってあれば、その文書を見せてください。

ですから、今度計画をつくるときに、全文を議論したわけですか。そのことだけお聞きして私は、最初の質疑いたします。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） いろいろありましたけれども、まず、全体的に分からない言葉が多いというところからになります。

まず、中期目標ですが、市が策定して病院に指示をするというところは理解いただいていると思います。言葉について、医療関係者が見れば分かりやすい言葉、それをまた言い換えると趣旨が伝わらなくなってしまうような言葉もあると思っております。今、すみません、松木議員おっしゃられた部分につきましては、確かに一般の方にはなじみがない言葉が多いと思います。ただ、すみません、こちらについては、医療関係者が見るとこれのほうが分かりやすいという言葉が多かろうと思っております。

あくまでも、目標につきましては、市が病院に対して指示をする指示書でありますので、より病院に理解をしてもらいたいという部分もございます。また、これに基づいて、病院が策定します中期計画においては、後段の部分で、用語集をつけてあって、今挙げられた言葉な

んかはそちらで示しています。ですので、すみません、あくまでも市から病院に指示する中で、言い換えてしまうと、より意味が伝わらなくなってしまう言葉もあるということでご理解いただければと思います。

で、中期目標が終わった段階での評価という、評価委員会の評価になりますが、毎年の年度評価があります。目標期間の終わる1年前で、見込み評価というのがあります。これが昨年、9月にやったやつになります。当然、第2期の中期目標期間が終われば、それを総括した評価というのが行われます。ただ、まだ2期は現在やっておるところですので、9月に最終年までの見込み評価で、実際本当に終われば最終的な評価を行う流れになります。

あと、評価委員会になりますけれども、今年、目標、計画の策定年でありますので、先ほど言いました4回を予定しております。1回目が7月18日、こちらは中期計画の見込み評価と、前年度の実績評価を行っております。2回目ですが、10月6日に開催しまして、このときは中期目標について協議をしていただいております。さらに、第3回目として11月10日に開催しまして、このときは、中期目標と中期計画について協議しております。

あと、この先になります。4回目として、今のところ年明け2月を考えておまして、このときには中期計画、それと年度計画等について協議をいただく予定となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） ありがとうございます。それで、お医者さんに分かってもらうということと、それは大事です。それから、住民の方にも分かってもらう、これも大事です。ぜひ、その両方を兼ねていますから、分かりやすい言葉をもう少し使うようにしていただきたい。私が一番感じたのはそこなんです。

あと、中身については、中期計画の第2期中期計画とかのあれも、確かに言葉について最後のほうにずらっとあるのは分かります。そういうことですから、ぜひその点を踏まえたことでもって進めていただきたい。私はまた委員会のときに、また詳しく議論いたしますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第 12 号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

○4番（戸村ひとみ） それでは、いよいよ本題に入らせていただきます。

議案第 12 号、工事請負契約の締結についてです。

一つ目、これ海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事の工事請負です。一つ目ですが、議案書に審議する参考資料を添付する考えがありませんかというよりも、私は、資料添付がないと、1枚のぺらんとした——すみません、ちょっと議案書ももらっていいですか。1枚に、金額と6億何ぼとかというのと、あと、どの会社が落札しましたという、それだけだと、私たちは一体何を審査すればいいのか、何を審議すればいいのか、どこを見ればいいのかというのが全く分からない。なので、参考資料をぜひとも——ありがとうございます。すみません。どうも、これです。

当局側に別にお示ししなくても、そちらから出てきているものですから、あれですけれども、裏に総合評価方式一般競争入札、6億5,780万円会社名、これだけでは、私たちは何をどうやって見たらいいんですか。これが果たしてオーケーなのか、いや、これは否決だとかというのは、どうやってこれで見ればいいのか分かりません。

そうやって言いましたら、実はこれ、これだけのもの、これ市民に提示されるものですが、ホームページで出されているんですか。あと、図面と、私は頂きました。あと何名かの方は頂いていらっしゃると思いますが、この資料を持っていらっしゃる方が恐らく多いと思います。くれて言わないと頂けないというものです。

これは、私は、議案書にもっと分かりやすく、これ非常に分かりにくいんですよ。もっと本当にこれを審議してほしいのかどうなのかというのが、市側の姿勢として、姿勢というのは態度ですよ。姿勢として、分かるような説明資料をつけてください。それで、このような質疑をいたします。そういうお考えありますか。

二つ目です。開札経過です。これ頂いた資料の中に、開札調書と評価調書というものがございます。これの開札経過なんです。12号に関して言いますと、たしか私、ここに課長が本会議場で説明してくださった中に、9月8日までに3者から、3者からこれは何があったのかちょっとそこどころ書き取れていないんですよ。で、10月6日から10月11日までに入札が行われ、予定価格7億1,434万円、私が聞き取れている金額が合っているかどうか分かりませんが、落札率92.09%で、この会社が、阿部建設が落札したという説明が本会議場で

ありました。

で、なかなか早いもので書き取れないです。タブレットなんかでは到底書き取れない。それを一応書き取りまして、このくださいって言った資料を見てみましたら、開札調書には、3者ございます。3者あるんですけれども、無効のところは1者、あと辞退が1者、つまり3者が応札していないんですよね。3者が何か、事前の何か申込みみたいのがあったのか分かりませんが、説明会に来たんでしょうけれども、応札はしていないんですよ、3者。

つまり、1者のみのこれは入札になっているんですよ。ただ、説明では、本会議場での議案説明では、これ1者だけというのが私は読み取れなかったんですよ。3者が出て言われて、その後応札が出て言われたもので、ちょっと1者だけだったってのは、この資料を見て初めてなるほどと思ひまして、ですから、ぜひとも説明資料を議案と一緒につけてください。実際にこの開札調書の中です。無効というのと辞退というの、こちらなぜこういうことになっているのか、無効という理由を教えてください。辞退も、なぜ辞退されたのか、もし分かっていたら教えてください。

あと評価調書です。こちらのほうに、先ほど言いました辞退の会社の評価が出ているんですよ。もちろん落札されたところも出ていますけれども、辞退したところが、この評価の表を見ると物すごく不思議なんです。点数とかね。配点とか、これはどう理解したらいいのか分からないような数字が羅列してありまして、企業の技術力というところで、企業の施工能力、施工実績ゼロ、工事成績 0.5、ゼロ、ゼロが続いて、企業の信頼性・社会性のところでは、施工実績が2になっているんですよ。災害協定はゼロ、それで技術評価点が、105.454、これ評価の点がついているんです。

これ辞退されたというのは、どの時点でされたのか。評価点までついていますから、私としてはちゃんと評価されたんだらうと思うんですけれども、この点のつけ方が非常に何か申し訳ないけれども、分かりづらいです。施工実績がゼロなのに、工事成績は0.5ってあるんですよ。評価が。あと、先ほど言いました点のところね。2だの、ゼロだのところ、ちょっとこれは、どのような評価なのかというのを教えてください。

それから、これに関しては、議案第12号に関しては、そんな感じですよ。お願いします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、議案第12号のほうの質疑にお答えいたします。

まず、契約の締結に関する議案についての資料の添付についてでございますけれども、こち

らのほうですが、契約の締結に関する議案に添付する資料につきましては、現在は1枚となっておりますが、今後、近隣市町をはじめとした他団体の対応等を参考にしながら、研究を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、開札の経過についてでございますが、入札のまず開札でございますけれども、まず、参加申込みというものがございます。参加申込みがあった会社が3者ということでございます。それで、その3者の参加資格要件を確認しまして、それを満たしているということを確認しましたら、その後入札書の受付を行うという順番になっております。で、まず1者からの辞退の理由ということでございましたけれども、辞退につきましては、会社から入札の参加の申込みがありましたけれども、当日、当日といえますか、入札の受付を行っている時期ですね。入札書の受付を行っている時期に辞退された会社は応札がなかったと。

(発言する人あり)

○**財政課長(山崎剛成)** 申込みはあったんですけれども、入札の受付期間には、入札をされなかったということでございます。

それと、あともう一つは、無効になったという会社の件でございますけれども、入札書と一緒に提出することになっております、提示した入札金額の内訳を記載した内訳書というものがございますけれども、その内容に不備があった1者がございました。その1者が、不備があったということで入札の無効ということでございます。その結果としまして、唯一有効な入札であった阿部建設株式会社を落札者に決定したということでございます。

総合評価方式のほうですが、評価結果ということでございますけれども、こちらの総合評価方式のほうも、この後も議案がありますけれども、今回の契約の関係につきましては、全て総合評価方式ということでございますけれども、そちらにつきましては、まず、入札参加の申込みがあった入札参加者から提出された技術資料に基づきまして、工事の実績や工事の成績といった企業の施工能力や技術者の能力、地域精通度や地域貢献度といった企業の社会性、信頼性について評価を行いまして、価格以外の評価基準となる技術評価点を算出いたします。

こちら、先ほどお話出ていましたけれども、こちらの点数のほうがちよっと分からないということでしたので、概略を申し上げますと、例えば、企業の技術力に関しますと、点数のつけ方ですけれども、例えば、各種の工事がありますので、算出例で申し上げますと、入札をかけた同種の工事の、同じような工事の施工実績があれば2点だとか、なければ零点だとか、あと、その次に企業の施工能力で、同じような同種の工事を実績として持っています、工事成績は何点かという、そちらの点数もつけます。そのときに、4件まで各者は申

請可能なんですけれども、これまでの工事成績評定の中で、例えば、成績評定が 80 点以上だと 1 点だとか、75 点から 80 点未満だと 0.75 点だとかって、この辺がちょっと半端、端数が出る採点の形となっております。

あとは、例えば地域精通度ですね。先ほども申し上げましたが、地域精通度に関しましては、旭市内での公共工事の工事实績だったり、あと地域貢献度では、旭市内に建設業法に基づく本店支店の有無、ここであれば 2 点だとか、なしでは零点だとか、あと旭市との災害協定締結のありかなしか、また、さらに過去 5 か年間で当該災害協定等に基づく災害対応の活動実績があるかどうか。そのような細かな項目を評価しまして点数をつけるため、先ほど見ていただいておりますような評価調書という点数の結果となっております。

それで、この技術評価点につきまして、今度は、入札金額で割り返して算出した数値が評価点となりまして、この評価値が最も高い者を落札者として決定をいたします。で、今回の結果でございますけれども、本工事におけるその 3 者の技術評価点につきましては、申込み時点は技術評価をしておりますので、それぞれ点数がございます。点数の高い順に、まず阿部建設株式会社と、もう 1 者が 120 点、さらにもう 1 者、3 者目が 105.454 点となりました。その結果、有効な入札は阿部建設株式会社の 1 者のみで、評価値につきましては、2.0066 点ということで、落札者に決定いたしましたということでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、3時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま執行部より、発言を訂正したい旨の申入れがありましたので、発言を許可いたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 私、先ほど議案第 11 号、松木議員の回答の中で、中央病院の見込み評価を、昨年 9 月というふうに回答いたしましたけれども、すみません、今年 9 月の誤りでした。訂正いたします。失礼しました。

○議長（木内欽市） 引き続き議案の質疑を行います。

戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 参考資料のことなんですけれども、説明書はこの1枚だけだとおっしゃいましたけれども、課長、これは説明書とは言わないです。後ろに「記」とあって、工事契約の締結についての内容です。説明では全くございません。ですから、本会議場での議案説明のときに、3者が云々と言われると私はもうてっきり、皆さんはどうか分からないですけれども、私は、3者が応札して1者に決まったんだなと思ったわけです。それが前もってこういう、こういうというか、これは先ほど言いましたように、非常に分かりにくいので、分かりやすいものを議会用に、分かってほしいという、そういうものを添付してください。

先ほどの議案第11号でしたか、中央病院のは、議案提出された後ですら説明会をやられたんですよ。それは分かってほしいからでしょう。議案を通したいといたらちょっと露骨ですけれども、なのでやられたんじゃないですか。そうではないんですか。それだったら説明会をやる必要はないじゃないですか。

ですから、これなんかは本当にもっと、6億5,780万円のことでですからね。血税の6億幾ら、これのことですから、もっと丁寧な説明文というか説明書がつくべきだと私は思います。つけるべきだと思います。

他市を研究とかとおっしゃいましたけれども、ほかは全部やっていると思いますよ、説明書、細かく分かりやすく。今もう研究の段階ではないです。ちゃんとしっかり説明書をつけてください。血税のことですからね。

実際に御答弁の中で、私、質疑した中で、無効と辞退の日にちのことをおっしゃいました。入札をしなかったということで、無効のほうは、入札はしたんですけども、内訳書に不備があったということで無効になった。これは御指摘されなかったんですか。もう入札された時点で不備、ブーになってしまうんですか。これ内訳書ございませんよというようなことはなかったんですかね。そういうことはなしに、ありませんということで、もうすぐバツになるものなんですか。

それと、あと辞退なんですけれども、これ後ろのほうの議案で、後ろというか十何号かで、この後出てくるんですけれども、未入札というものもあるんですよ、文言が。これ未入札と辞退の違いを教えてください。入札しなかったので辞退とさっきおっしゃったと思うんです。この文言の違いを教えてください。

それから、評価調書です。

先ほど私が聞いたことにはお答えいただけていないと思うんですけれども、企業の施工能力、施工実績ゼロ、指名停止、これはゼロであれなんですけれども、ISOゼロ。その隣の施工経験ゼロ、なのに工事成績が0.5と、右のほうには工事成績1。ほかゼロなのに、施工していないのに評価がつくというのがなぜなのかというのをお聞きしたんです。

あと、企業の信頼性、社会性というところでは、施工実績に2とついているんです。これ、地域精通度の施工実績が2。片方では、施工実績ゼロなんですけれども、企業の技術力のところでは施工実績がゼロなんです。でも、企業の信頼性、社会性というところでは施工実績が2になっているんです。この意味が分からないので、そこを聞きたかったんです。そんな感じでお願いします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

まず最初の資料の件でございます。

こちらのほうは、先ほども申し上げさせていただきましたけれども、改善も含めながら今後進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、入札の未入札の話があったんですけれども、私、先ほどの発言を訂正させていただきたいものがありまして、1者の辞退については、入札書の受付中に届出なかったというお話をさせていただいたんですが、それが間違いでありまして、辞退と言われるものにつきましては、入札の受付期間中に会社御本人からの辞退があったということでございます。本人からの辞退の届出がされたということで辞退ということで、先ほどの未入札に関しまして、一緒の関係です所以说てしまいますと、未入札につきましては、その入札の受付期間中に届出がなく入札がされなかったということが未入札ということになります。辞退と未入札の違いでございます。

それと、評価調書の企業の施工能力が0.5で、企業の施工実績がない、ゼロなのに工事成績が0.5あるということでございますけれども、こちらにつきましては、実績は、まず企業の施工能力を評価する項目の中で、先ほども申し上げましたが、その入札をかけるときの工事の同種の工事の施工実績があれば2点、同じような建築……

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成） はい。建築であれば、その実績ありなしで点数がつけられます。そのところはゼロでありますけれども、工事の成績のほうになりますと、旭市または千葉県

の発注工事における平成 30 年 4 月 1 日から入札の公告日までに引渡し済みの同一の工種での工事成績、こちらは旭市または千葉県の発注工事の成績があれば件数が加算されまして、そちらについては工事評定がこの会社から提出されますので、そのときに、こちらは 0.5 とありますが、工事成績表の評定に従いまして 0.5 点ということになった次第でございます。

以上でございます。

(発言する人あり)

○**財政課長(山崎剛成)** すみません。今申し上げましたのが企業の全体でございますけれども、もう一つ評価する中に、配置予定技術者、会社の中にいらっしゃいます技術者の能力というものも同じように点数評価されます。そちらについても、本人が同種の工事の経験があれば点数が加算されまして、また、その工事成績、その技術者の方ご本人が工事を経験されて、その工事の工事成績評定が何点かという点数によって、2点だったり1点だったりというような配点がされる仕組みになっております。

よろしいでしょうか。

(「全然よろしくない」の声あり)

○**財政課長(山崎剛成)** 以上でございます。

○**議長(木内欽市)** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時17分

○**議長(木内欽市)** 会議を再開します。

財政課長。

○**財政課長(山崎剛成)** いろいろ申し訳ございません。ちょっと答弁漏れがありましたので、答弁漏れを説明させていただきますと、内訳書の不備の件が漏れておりました。

内訳書の不備でございますけれども、こちらのほうは、入札書と一緒に提出される内訳書の中に誤りがあった、間違いがあったもので、入札書と同時に出された内訳書につきましては入札書と同等に扱いますので、こちらのほうが間違っていたということで入札が無効になったということでございます。

先ほどの配置予定者の施工経験のお話でございますけれども……

(発言する人あり)

○財政課長（山崎剛成） よろしいですか。すみません。以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） すみません。私の理解力がちょっと及びませんで、何が何だかよく分からなくなったので、詳しいことはまた聞かせてくださいませ。どういうシステムになっているのか。なので、こういう表がこういう形でくださいと言ったときに出てくるんじゃないかと、ちゃんと理解してもらえるようなものを作って出していただきたいというのが私の今回の質疑の趣旨でございます。

それで、無効というのが、内訳書に不備があって、そのところでばっさり切られちゃうということですよ。それ、不備なので間違いですと言って、そこを指摘して、ここのところ出し直してくださいみたいなことはなくて、もうばっさと切られちゃうということなんですね。

といいますのは、先ほどからこだわっていますこの評価調書の中で、技術評価点が落札された会社と無効になったところが同点なんですよ、120点。これ満点なんだと思うんですけども、120点、120点。なので、もったいないなと思って、同点で技術評価点があって、ちょっと誤りがあったということで、そこで無効になっちゃうというのが。

要するに、総合評価方式とはいえ、入札してもらって、そこで落札者を決めるというチャンス、その機会の中に、せっかく技術評価点が120もあるところが、そのミス一つでばっさと落とされるというのが。これが正当なやり方というのであれば、それはそれでしょうがないのかもわからないですけども、私は応札のチャンスとしてどうなのかなというのをちょっと。ミスを訂正して出してもらえるみたいなことがあれば、よりよい競争入札になると思うんですよ。なので、聞いてみました。

では、そんなところで。後もありますので。次がまだあるから。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○20番（松木源太郎） 私も議案第12号の入札結果について質疑させていただきますが、戸村議員がだいたい話を聞いているので、聞くことはあまりないんですけども、従来、私が知っているときは、正直言って価格だけの競争でした。旭市総合評価方式ガイドラインとい

うのを見させてもらって、難しくて私にも分かりません。ですが、今回の島田建設さんというところは自分からあれしたんですけれども、鈴木建設さんがなぜ最終的に出さなかったのかということについて疑念がすごくあるんですよ。

これは評価を見てみると同じですよ、だいたい。違うところは、一つは、配置予定技術者の能力のところの違い、片一方のほうは、でもトータルしていくと 16.50、同じになって 120 になるわけですね、両方とも。そうすると、何で鈴木建設が応札して、両方がこの点数と価格で争わなかったのか、工事成績のところだけ違いますから。そのところは実際に執行部としてどういうふうに捉えているんですか。それだけ聞いておきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、ただいまの評価調書のほうの関係でございますけれども、無効でありました鈴木建設株式会社でございますが、入札書と、先ほども申し上げましたが、入札の内訳書というものに間違いがあったという……

（「数字に間違いがあったの」の声あり）

○財政課長（山崎剛成） はい。それで、入札ですから、入札金額が正しいのか、内訳書が正しいのか、そちらのほうやはり不確定なものもございますし、こういったケースについては無効ということにさせていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） こういう事故というのは起こり得るんですか、実際。そのところだけ聞いておきたいと思います。事故と思いますか、どう思いますか。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） このようなケースでございますけれども、総合評価方式の施工実施に当たりましては、今回初めてのケースであると認識しております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そうすると、ここでもって仮に出していればまた入札価格も変わったと思うんですけれども、業者同士の何かがあったというふうに私は推測しちゃうんですよ。そうでしょう。両方とも旭の市内では一、二を争う事業者ですよ、私に言わせれば。あなた方はどう思っているか知らないけど。そういうような中でもって、片一方が無効になるよ

うな届けというか行動を取ったということよね。だから、ちゃんとした争いをしないでもって、事業所の経過から金額からちゃんと計算をお互いするわけですから、それが無効でもって落札したというのは、私は事故の部類だと思います。これはもう1回やり直すというのが実際の扱い方としては正解だと思いますよ。だから、1者しか応札がなかったと云って、これだって問題があるわけです。ただ、そういうのはしょうがないから、応札者が条件が合えば落札してもいいけれども、3者のうち1者がいろいろな面で無効だった。2者が争っていたけれども、無効の票を公表したと、こういうのが初めてであれば、そういうのは一回入札やり直し。こういうような厳しい態度を取らないと、やはり公共事業というのは、普通の仕事よりも利益度が高いわけなんでしょう。そういうようなところでもってそういうことを行わせては駄目ですよ。それについて、これからの方針を。課長に聞いていても分からないので、市長か副市長、どうですか。どう思うかご見解をいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対して答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 入札に関しましては、今後も厳正、公正に執行できるように研究してまいります。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 本当にそのようにやってください。私はそういう疑いを持ちました、議員として持ちました。だから、そういうことのないように頑張ってください。よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 申し訳ありません。答弁の訂正をさせていただきたいと思います。

総合評価方式での今回のような無効のケースというのは1件ございました。過去に1件ほど事例はありました。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

○4番（戸村ひとみ） それでは、議案第13号です。

工事請負、先ほどからの続きのような感じになるんですけども、議案が違いますので。このいただいた資料、非常に分かりづらい資料でまた質疑させていただくんですけども、開札調書、これは総合評価方式一般競争入札での開札調書なんですけれども、先ほど来ちよつと例に挙げました技術評価点 115.121 とか 106.829 とか 120.00 とか 119 点、120 点満点なんですけれども。それプラス技術力とか、そういう技術評価プラス総合評価の点数が加わって、評価値ということで開札調書のほうに出ているんです、5.7142 と。これ、小数点以下がこっちは4桁なんです。それで、技術評価点が 120.000 とか小数点以下3桁なんですけれども、こっってどういった意味合いなんですか。何だかちよつと整合性がないなという。小数点以下が3桁なのか4桁なのか。評価値というのはどういうふうにして出していますか。少数点以下4桁までどのようにしてこの評価値は出していますか。

評価調書なんですけれども、これ4者とも災害協定ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロなんですよ。でも、まちによっては災害協定というのが非常に大きなウエートを占めるといいますか、下駄履きというのかな、そこに得点を入れるとかというようなことをして、本当に業者さんが災害時、特に旭市では津波の被害とかがあったところですから、こういう災害協定というのは、私はものすごく大きな意味を持つところの配点ではないかなと思うんです。でも、4者ともゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロです。技術評価点は、災害協定ゼロでも120点満点のところがあるんですよ。ところがあるというか、こちらが落札されているんですけど。災害協定ゼロです。技術評価の中で、ゼロ点でも満点の120点を取っていて、落札されています。これどういう意味なのかがちよつと。私、満点というのは、全部が点数がなければいけないんじゃないかと思うんですけども、ゼロというのは、点数という意味ではないんですか。そこをちよつとお聞かせください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

まず、技術評価点のほうでございますけれども、技術評価点の小数点と評価値の少数点でございまして、まず、技術評価点のほうにつきましては、得点をつけていきまして、最高者につきましては20点がつきまして、それに対し……

(発言する人あり)

○財政課長(山崎剛成) はい。最高者につきましては、20点がまず加えられます。

(発言する人あり)

○財政課長(山崎剛成) 20点が配点されます。配点ですね。

(発言する人あり)

○財政課長(山崎剛成) はい。技術評価点のほうです。

(発言する人あり)

○財政課長(山崎剛成) はい。それからまた標準点というのが100点足されまして、120点というふうになります。それが配点数が一番高いものの満点が120点になります。

以下、最高点の20点を基に各者が評価された点を案分というか計算されまして、14.285という小数点を出すようになっております。

そちらのほうも計算式があるんですが、最初につけた加算点の20点に、さらに自者の点数を、上位1位の点数を割ると小数点が出る十何点、それを小数点を3位までつけております。こちらが技術評価点のつけ方のございまして、評価値につきましては、技術評価点を入札金額で割り返して算出します。当然金額が大きくなりますので、0.000という桁数の多い小数点の数になりますが……

(発言する人あり)

○財政課長(山崎剛成) 金額が大きければ、技術評価点が100点ぐらいでございますので、評価値のほうにつきましては契約金額で割りますので、少数点の多い0.0000と零が続いて2006となりますので、そちらの小数点を使わずに、それを整数になるまで10を掛けまして2.0066という、比較しやすいように整数まで桁を合わせた数字が評価値ということになっております。

(発言する人あり)

○財政課長(山崎剛成) 失礼しました。今建築のほうでした。電気のほうですよね。5.7142というのが評価値になりまして、こちらのほうは、その少数点の数に10を掛け続けて整数にするという作業がありますので、このような数字になっております。

あと、災害協定の関係でございますけれども、災害協定のほうにつきましては、主に、例えば台風だとかそういう災害のときの活動実績等がある、建設会社等は活動実績がありますが、今回は電気工事ということで特にはなかったということで、ゼロということになっています。協定は結んでいる会社もございますので。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 何か私、自分で相当頭が悪いんじゃないかなと思うぐらい分からないんですよ。何を言っているのかがよく分からなくて、これ、小数点以下のことは何となく分かりました。桁が大きいので、小数点以下を4つぐらいにしないと比較ができないということなんですね。そこは分かりました。

では、技術評価点120点、満点120点のところ、これ落札された株式会社山口電気商会のところの表の小計10.25、加算点20.000、標準点100.000で技術評価点が120点というのは、つまり、この小計とは全く関係がないということなんですか、この120点というのは。何かこうやると、一番右に合計点でも出ているのかなという気がするんですけども、違うんですね、これ。ということなんですかね。

もう一つ、災害協定をしていらっしゃる場所もあるけれども、その電気のほうのあれが災害時には何も実績がないので、全部がゼロということなんですかね、では、その災害協定を結んでいるところを教えてください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） まず、技術評価点のこちらは合計ではないのかというようなお話でございましたけれども、今ご覧になっている表で説明させてもらってよろしいですか。

（発言する人あり）

○議長（木内欽市） 暫時休憩。3時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時54分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 大変申し訳ございません。説明のほうが本当にうまくできません、本当に大変皆さんにご迷惑をかけましてすみません。

最初、ちょっと先ほどの答弁の途中でございましたので、災害協定を結んでいる業者はある

かということをごさいましたけれども、こちらの建設業災害対策協力会という会に電気事業者はないということをごさいました。そちら、ちょっと訂正ということでごさありません。

それとあと、この技術評価点のほうの算出方法でごさいますが、もう一度、資料のほう、評価調書のほうで説明をさせていただきますと、まず、4者ありますが、まずその一番右の小計、いろいろ企業の施工能力だったり、配置予定技術者の能力だったり、地域貢献度であったりした、その会社から提出された技術資料に基づいて、基準に基づいて配点されたものが小計の欄になります。

この点数が一番高い山口電気商会在が 10.25 ということで、こちら加算点が 20 になります。そこから今度、例えば一番上の工藤電機工業というところにつきましては、こちらのまず最高点の 20 点を掛けることのこれは工藤の小計の 7.75 を 1 位の山口電気の 10.25 で割った数字ですね。10.25 というのは、山口電気商会在の 1 位の点数ですね。それで割った数字が工藤の 15.121 になります。

それで、これは標準点はみんなこの 100 の単位にするために、100 を全部足しまして、技術評価点が 115.121 になりますように、このように各者が計算されまして、山口電気商会在は最高点ですので 120 点と、そのような計算方式で技術評価点が配点されます。

そこまでが技術評価点で、あとは個々に、入札されれば入札書の金額がこれは割られるんですね。すみません。技術評価点を入札金額で割り返して算出した数値が評価値ということで、先ほどの評価調書に出ています 5.7142 だとか、その点数になって、その点数が一番高い会社が落札者ということになる流れになっております。

以上でごさいます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 物すごく今のは分かりました。ただ、そういう複雑な計算方式だということをやっぱり説明していただかないと、この表自体、見られないですよ。見られないというか理解ができない。

これを市民の方に令和5年10月17日に公表してありますけれども、これを理解できる方って一体どれぐらいいらっしゃるのかなと思うわけです。私たちに、議員に対しても、これをホームページで拾いなさいよということなのかも分からないですけども、ただやっぱり議決を私たちはしなければいけない。賛成なのか、反対なのかということをやらなければいけないわけですから、くどいようですけども、もっと分かりやすい資料をきちんとつけてください。

標準点というお話がございました。ここの全部に100を足すということで、ほかのを見てみると標準点って皆さん100ですよ。100以外の標準点というのはないんでしょうか。標準点に満たしているから応札されたものの評価をするということになっているんですかね。

でもそれだったら、全員が100なんだったら100足す必要もないかなとは思うんです。これが技術評価点で115.121になっていて、ほかの総合評価のところ、評価値というのが5.1、1の位から始まっているので、ここの標準点の100というのは、みんなが100なんだったらここに100を足す、そんな紛らわしいことをしなくてもいいんじゃないかなという気もしますが、それはそういうシステムですとずっとやっていらしたんでしょうから、ちょっとそのところが聞きたいですけども、今日はやめておきます、ちょっと長くなっちゃったので。

災害協定は結んでいるところはない。電気のほうではないという、電気工事のほうではないということですのでよろしいですね、ご回答。オーケーです。ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 取り消します。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

○4番（戸村ひとみ） もう議案第14号ですよ。もうというか、まだか。1者、応札1者ということで、この理由をお願いいたします。こういう業界というんですか。その上で、1者というようなことは度々ございますか。

それとあと、企業の技術力のところで、評価調書のところなんですけれども、ISOゼロ点になっております。1者だからこれはこれで、前の議案でも山口電気さんですか。こちら落札されている方もISOゼロだったんですけれども、ここのところのISOの要するに重要性というんですか。そういうものというのは、どういうふうになっているのか、入札のときに。お願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 1者のみの入札があるかということですが、1者の入札は、度々ございます。

ISOの関係ですが、こちらは、やはり企業の総合評価ということで、環境に配慮しているかどうかとかという、そういうものを見るために基準が定められてございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第14号も取り消します。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 議案第15号、工事請負契約の締結について（（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設工事（建築））の入札結果についてであります。

今回の入札につきましては、開札調書を見ますと2者応募しておりまして、今議論になっていた調査についての問題につきましては、だいたい分かりました。そういう中でもって、技術評価点が105.45と120の企業が十分に争っていただいたんだと思いますけれども、落札価格が消費税を入れて5億6,210万円です。これについては私も問題はないと思うんですけども、ただ、聞くところによると、電気も機械設備も私は最初これをもらったときに分かれていないと思ったんですが、5億円程度の事業で、電気、機械関係も1億円を超えないだろう予定なので、今回は議決案件に出ないようではありますが、これについては市ではどのように考えているか。

今回の問題については、今、皆さん方と一緒に勉強したように開札調書の内容は分かりましたので、その点だけお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（山崎剛成）** 建築以外のものということで、よろしいですか。電気工事につきましては、予定どおり入札を行っております。あと、機械設備のほうが今現在、入札の事務の手続きを進めているところでございます。

以上です。

○**議長（木内欽市）** 松木源太郎議員。

○**20番（松木源太郎）** ご努力いただいて、早急に事業が入札されて、事業が立ち上がるようお願いしたいと思います。

それから、先ほどの中でもって、私はここで発言の機会があります。言いますけれども、二つの建物の事業が同じ時期にあったわけですが、私としては、どうしても応札しなかったということに疑念を持っていますから、この点については、今後、応札の場合に必ずそういうことがないように、入札をする事業者に対してもはっきりと、金額が安くて落札できなかったというのはいいけれども、もういいところまで行って、ちゃんと資格もあるのに応札しないという、そういう人は半年でも1年でも入札をさせないという、そういうことをやらなければ駄目だと思うんですよ。

私が感じたのは、何か話し合って、こっちが私やるから、こっちはあなたというような感じがしました。今回の議論をしている中で、そういうことのないようにしていただきたいということを発言して、終わりにさせていただきます。

○**議長（木内欽市）** 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○**20番（松木源太郎）** 人権擁護委員候補者の推薦についての問題でありますけれども、議案第16号の鈴木さんについての人権擁護委員になる前のお仕事や経過についてお聞かせいただきたいと思います。

○**議長（木内欽市）** 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 本議案におきまして人権擁護委員に推薦したい鈴木志敏氏ですが、昭和54年4月に旧飯岡町立飯岡中学校に教職員として赴任され、平成27年3月に旭市立第一中学校長で退職されるまで、長きにわたり小・中学校教育に携わってこられた方です。退職以後、平成28年12月からは民生委員・児童委員に委嘱されまして、現在3期目で会長を務められております。

質問はちょっとなかったんですけども、人権擁護委員としましては、現在2期目を務められておりまして、法務局や市役所で人権に関する相談に応じております。また、啓発活動の一環としまして、市内小・中学校で積極的に人権教室などを開催されております。

以上です。

○議長（木内欽市） 以上で通告による質疑を終わります。

議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 議案第17号、人権擁護委員候補者の伊藤さんにつきまして、人権擁護委員をされているようですけれども、それまでの職業歴、経過などについてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 本議案におきまして、人権擁護委員に推薦したい伊藤兼道氏は、昭和57年4月に旭市立中央小学校に教職員として赴任され、平成29年3月に旭市立共和小学校長で退職されるまで、長きにわたり小学校教育に携わってこられた方です。退職後、令和2年3月からは保護司に委嘱され、現在2期目を務められております。

質問がなかったんですけども、人権擁護委員としましては現在1期目を務めておられまして、やはり法務局や市役所で人権に関する相談に応じております。また、啓発活動の一環としまして、市内小・中学校で積極的に人権教室などを開催されております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） ありがとうございました。これで終わります。

○議長（木内欽市） 以上で通告による質疑は終わりました。

議案第 17 号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第 16 号、議案第 17 号直接審議（先議）

○議長（木内欽市） おはかりいたします。議案第 16 号、議案第 17 号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号、議案第 17 号は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第 16 号、議案第 17 号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は、電子表決システムで行います。

議案第 16 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 16 号は同意することに決しました。

議案第 17 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 17 号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（木内欽市） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第15号までの15議案をお手元に配付してあります付託議案等分担表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、12月13日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長（木内欽市） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出がありました請願は、請願第4号の1件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に請願を付託いたします。

請願第4号の1件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、請願の部のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、12月13日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は12月6日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時16分